新潟県

新潟県報

発行　新潟県
第９号
令和５年２月３日
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

規　　則

３　技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）

告　　示

96　生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の指定（福祉保健総務課）
97　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
98　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
99　土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
100　公共測量の終了通知（監理課）
101　道路の区域変更（道路管理課）
102　道路の供用開始（道路管理課）
103　道路の区域変更（道路管理課）
104　道路の供用開始（道路管理課）
105　道路の区域変更（道路管理課）
106　道路の供用開始（道路管理課）
107　道路の区域変更（道路管理課）
108　道路の供用開始（道路管理課）
109　道路の区域変更（道路管理課）
110　道路の供用開始（道路管理課）
111　道路の区域変更（道路管理課）
112　道路の供用開始（道路管理課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

人事委員会規則

２－118　人事記録に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
６－1883　一般職員給与条例附則第19項、第21項、第23項又は第24項等の規定による給料に関する規則（人事委員会事務局総務課）
６－1884　短時間勤務職員の給料月額の端数計算に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
６－1885　職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
６－1886　給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
６－1887　給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
６－1888　住居手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
６－1889　通勤手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
６－1890　特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
６－1891　特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
６－1892　時間外勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
６－1893　管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
６－1894　管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

６－1895　初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
６－1896　期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
６－1897　農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
６－1898　義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
６－1899　職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
７－４　職員の定年等に関する規則（人事委員会事務局総務課）
８－97　職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
14－17　非常勤職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
18－４　職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
20－６　職員の退職管理に関する関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

公安委員会規則

２　新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則（地域課）

規　　則

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和５年２月３日

新潟県知事　花　角　英　世

新潟県規則第３号

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与等に関する規則（昭和34年新潟県規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項（以下「削除項」という。）を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（格付及び給料の支給） **第４条**　（略）	（格付及び給料の支給） **第４条**　（略） ２　地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の４第１項、第28条の５第１項又は第28条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、前条及び前項の規定にかかわらず、22万3,200円とする。
２　地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給料月額については、前項の規定にかかわらず、一般職員給与条例第７条第２項の規定の例によるものとする。この場合において、同項中「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは、「22万3,200円」とする。	３　法第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給料月額については、前項の規定にかかわらず、一般職員給与条例第７条第３項の規定の例によるものとする。
（昇給等及び給料の調整額） **第６条**　職員の昇給、昇格、降格及び昇給の期日等並びに給料の調整額については、一般職員の例によるものとする。この場合において、一般職員給与条例第12条第３項中「55歳」とあるのは「57歳」と、職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和32年新潟県人事委員会規則第６―45号）第20条の２第１項中「別表第18の３」とあるのは「技能労務職員の給与等に関する規則（昭和34年新潟県規則第61号）別表第４」と、法第22条の４第１項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員にあつては給料の調整額に関する規則（昭和32年新潟県人事委員会規則第６―48号）第２条第４項第１号中「別表第２」とあるのは「技能労務職員の給与等	（昇給等及び給料の調整額） **第６条**　職員の昇給、昇格、降格及び昇給の期日等並びに給料の調整額については、一般職員の例によるものとする。この場合において、一般職員給与条例第12条第３項中「55歳」とあるのは「57歳」と、職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和32年新潟県人事委員会規則第６―45号）第20条の２第１項中「別表第18の３」とあるのは「技能労務職員の給与等に関する規則（昭和34年新潟県規則第61号）別表第４」と、再任用職員以外の職員にあつては給料の調整額に関する規則（昭和32年新潟県人事委員会規則第６―48号）第２条第２項中「別表第２」とあるのは「技能労務職員の給与等に関する規則（昭和34年新潟県規則第61号）別表第５」と、再任用職員にあつては同項中「当

に関する規則（昭和34年新潟県規則第61号）別表第５」と、定年前再任用短時間勤務職員にあつては同項第２号中「当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第３に掲げる額」とあるのは「6,700円」とする。	該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第２に掲げる調整基本額」とあるのは「8,500円」とする。
附　則 １～10　（略） 11　当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の４月１日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第３条第２項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第５条及び第６条の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。	附　則 １～10　（略）

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（暫定再任用職員の給料月額）

２　技能労務職員の給与等に関する規則第２条に規定する職員（以下「技能労務職員」という。）に対する職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和４年新潟県条例第31号。以下「職員定年改正条例」という。）附則第５条の規定の適用については、同条第１項中「当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第６条第２項又は市町村立学校職員の給与に関する条例第５条第２項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、一般職の職員の給与に関する条例第６条第３項又は市町村立学校職員の給与に関する条例第５条第３項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは「22万3,200円」と、同条第２項中「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第３条第２項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第２条第２項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第１項に規定する」とあるのは「当該暫定再任用職員の一週間当たりの通常の勤務時間を当該暫定再任用職員の１週間当たりの」と、同条第３項中「当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第６条第２項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第３項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第３条第３項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の給与に関する条例第５条第２項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第３項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第２条第３項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第１項に規定する」とあるのは「22万3,200円に、常時勤務を要する職を占める職員の１週間当たりの通常の勤務時間を当該暫定再任用短時間勤務職員の１週間当たりの」とする。

（給料の調整額に関する経過措置）

３　職員定年改正条例附則第３条第１項又は第４条第１項の規定により採用された技能労務職員のうち、年齢60年に達した日がこの規則の施行の日前であって、その者に係る調整基本額が8,500円に達しないこととなるものの給料の調整額は、給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（新潟県人事委員会規則第６－1886号）附則第４項の規定の例による。この場合において、同項中「経過措置基準額」とあるのは「8,500円」と、「改正後の規則第２条及び第３条並びに前２項」とあるのは「この規則による改正後の技能労務職員の給与等に関する規則第６条」とする。

告　　示

◎新潟県告示第96号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

令和５年２月３日

新潟県知事　　花　角　　英　世

氏　　名	住　　所 （開設者の場合は施術所等の名称及び所在地）	指定年月日
田所　大輝	長岡市福道町691	令和４年11月１日

◎新潟県告示第97号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和５年２月３日

新潟県知事　　花　角　　英　世

名　称	所　在　地	担当する医療の種　　類	廃止年月日
カワチ薬局　長岡店	長岡市喜多町字鐙潟755	育成医療・更生医療	令和５年１月１日
ひかり薬局	上越市板倉区針940番地１ アランパルク１Ｆ　Ｂ号	育成医療・更生医療	令和５年２月１日

◎新潟県告示第98号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第１項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

令和５年２月３日

新潟県知事　　花　角　　英　世

名　称	所　在　地	担当する医療の種　　類	指定年月日
カワチ薬局　長岡七日町店	長岡市福山町395－１	育成医療・更生医療	令和５年２月１日
ひかり薬局	上越市板倉区針940番地１ アランパルク１Ｆ　Ｂ号	育成医療・更生医療	令和５年２月１日

◎新潟県告示第99号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、上越市の大江口土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和５年２月３日

新潟県上越地域振興局長

１　就　任

理事　妙高市大字五日市776番地の１　　早津　修一（理事長）

〃　妙高市大字青田939番地　　横山　豪

〃　妙高市大字籠町544番地の１　　太田　進

〃　妙高市大字乙吉402番地　親跡　光雄
〃　妙高市大字長森1459番地の１　早津　宏
〃　妙高市大字長森891番地１　宮越　武明
〃　妙高市大字上中569番地の２　岡田　久之
〃　妙高市大字両善寺79番地　小嶋　和善
〃　妙高市大字西野谷新田143番地の１　丸山　正彦
監事　妙高市大字藤塚新田187番地１　小川　洋一郎
〃　妙高市大字西菅沼新田423番地１　丸山　茂
〃　妙高市大字飛田1264番地１　吉田　敏夫
就任年月日　令和５年１月26日

２　退　任
理事　妙高市大字五日市776番地の１　早津　修一（理事長）
〃　妙高市大字雪森509番地１　古川　辰雄
〃　妙高市大字青田939番地　横山　豪
〃　妙高市大字十日市171番地の１　石川　利雄
〃　妙高市大字藤塚新田187番地１　小川　洋一郎
〃　妙高市大字三ツ俣558番地の子　増田　利和
〃　妙高市大字菅沼45番地の１　丸山　嘉之
〃　妙高市大字三本木新田158番地　永井　光雄
〃　妙高市大字窪松原625番地　柴田　隆男
監事　妙高市大字乙吉421番地の１　長谷川　登
〃　妙高市大字小丸山新田82番地の１　浅岡　司
〃　妙高市大字西野谷新田163番地の１　丸山　美千雄
退任年月日　令和５年１月25日

◎新潟県告示第100号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、新潟県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

令和５年２月３日

新潟県知事　花　角　英　世

１　作業種類　公共測量（１級及び２級水準測量）
２　作業期間　令和４年７月21日から令和５年１月６日まで
３　作業地域　１級水準測量：新潟県新潟市、新発田市、上越市、妙高市内
２級水準測量：新潟県新潟市、南魚沼市内

◎新潟県告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和５年２月３日

新潟県知事　花　角　英　世

１　道路の種類　県道
２　路　線　名　五十子平真田線
３　道路の区域

区　間	新旧の別	敷地の幅員	延長
十日町市松之山坪野字大滝５番９から 同市松之山坪野字大滝20番まで	新	7.6～17.0メートル	107.2メートル

	旧	7.6～17.0メートル	107.2メートル

◎新潟県告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和５年２月３日

新潟県知事　花　角　英　世

１　路　線　名　県道　五十子平真田線

２　供用開始の区間

十日町市松之山坪野字大滝５番９から同市松之山坪野字大滝20番まで

３　供用開始の期日　令和５年２月３日

◎新潟県告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和５年２月３日

新潟県知事　花　角　英　世

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　五十子平真田線

３　道路の区域

区　間	新旧の別	敷地の幅員	延長
十日町市松之山坪野字吉詰1015番１から同市松之山坪野字吉詰1011番３まで	新	12.0～32.6メートル	57.8メートル
	旧	12.0～29.4メートル	57.8メートル

◎新潟県告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和５年２月３日

新潟県知事　花　角　英　世

１　路　線　名　県道　五十子平真田線

２　供用開始の区間

十日町市松之山坪野字吉詰1015番１から同市松之山坪野字吉詰1011番３まで

３　供用開始の期日　令和５年２月３日

◎新潟県告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和５年２月３日

新潟県知事　花　角　英　世

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　五十子平真田線

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
十日町市松之山赤倉字谷地367番１から 同市松之山赤倉字小人沢350番11まで	新	4.0～18.8メートル	51.4メートル
	旧	4.0～8.0メートル	51.4メートル

◎新潟県告示第106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和５年２月３日

新潟県知事　花　角　英　世

１　路　線　名　県道　五十子平真田線

２　供用開始の区間

十日町市松之山赤倉字谷地367番１から同市松之山赤倉字小人沢350番11まで

３　供用開始の期日　令和５年２月３日

◎新潟県告示第107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和５年２月３日

新潟県知事　花　角　英　世

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　五十子平真田線

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
十日町市松之山赤倉字大ヌケ391番２から 同市海老字南野1459番１まで	新	3.2～12.0メートル	407.6メートル
	旧	3.2～9.0メートル	409.6メートル

◎新潟県告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和５年２月３日

新潟県知事　花　角　英　世

１　路　線　名　県道　五十子平真田線

２　供用開始の区間

十日町市松之山赤倉字大ヌケ391番２から同市海老字南野1459番１まで

３　供用開始の期日　令和５年２月３日

◎新潟県告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和５年２月３日

新潟県知事　花　角　英　世

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　飯山斑尾新井線

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
妙高市大字樽本字東平丙1039番29から 同市大字樽本字東平丙1039番24まで	新	15.6～47.4メートル	69.1メートル
	旧	15.6～42.6メートル	69.1メートル

◎新潟県告示第110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和５年２月３日

新潟県知事　花　角　英　世

１　路　線　名　県道　飯山斑尾新井線

２　供用開始の区間

妙高市大字樽本字東平丙1039番29から同市大字樽本字東平丙1039番24まで

３　供用開始の期日　令和５年２月３日

◎新潟県告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和５年２月３日

新潟県知事　花　角　英　世

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　飯山斑尾新井線

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
妙高市大字樽本字御堂寺丙100番４から 同市大字樽本字峠丙69番２まで	新	8.0～81.0メートル	230.8メートル
	旧	8.0～79.4メートル	230.8メートル

◎新潟県告示第112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和５年２月３日

新潟県知事　花　角　英　世

１　路　線　名　県道　飯山斑尾新井線

２　供用開始の区間
　妙高市大字樽本字御堂寺丙100番４から同市大字樽本字峠丙69番２まで
３　供用開始の期日　　令和５年２月３日

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、新潟県立坂町病院における院外洗濯業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和５年２月３日

新潟県立坂町病院長　本間　則行

１　入札に付する事項
(1) 件名及び数量
　新潟県立坂町病院　院外洗濯業務委託　一式
(2) 調達案件の仕様等
　入札説明書による。
(3) 履行期限
　令和５年３月１日から令和８年２月28日まで
(4) 履行場所
　新潟県立坂町病院
(5) 入札方法
　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札参加資格
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。
(2) 指名停止期間中の者でないこと。
(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。
(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
(5) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社及び営業所等名称は問わない。）が所在する者であること。
(6) 新潟県暴力団排除条例第６条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
(7) 120床以上の病床数を有する病院の当該業務を、令和２年１月１日以降、12か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。
(8) 当該業務に従事するクリーニング師がクリーニング業法に基づくクリーニング師研修を受講済みであること。
(9) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

３　入札説明書の交付場所等
(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
　郵便番号　959－3193
　新潟県村上市下鍛冶屋589番地
　新潟県立坂町病院経営課
　電話番号　0254－62－3111　内線420
(2) 入札説明書の交付方法
　本公告の日から前記３(1)の交付場所で交付する。
(3) 参加資格確認書類の提出期限
　令和５年２月10日（金）午後５時00分

４　入札、開札の日時及び場所

令和５年２月14日（火）午後２時30分
新潟県立坂町病院　講堂

５　その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金
入札時に、入札に参加しようとする者の見積もる契約金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の５に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第５号。以下「規程」という。)第196条第３項第１号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金
契約金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第３項第１号又は第３号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、前記３で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、前記３(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否　要

(7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他
ア　契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
イ　詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、新潟県立坂町病院における寝具等の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和５年２月３日
新潟県立坂町病院長　本間　則行

１　入札に付する事項

(1) 件名及び数量
新潟県立坂町病院　寝具等の賃貸借　一式

(2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。

(3) 履行期限
令和５年３月１日から令和８年２月28日まで

(4) 履行場所
新潟県立坂町病院

(5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。
(2) 指名停止期間中の者でないこと。
(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。
(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
(5) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社及び営業所等名称は問わない。）が所在する者であること。
(6) 新潟県暴力団排除条例第６条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
(7) 120床以上の病床数を有する病院の当該業務を、令和２年１月１日以降、12か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。
(8) 一般財団法人医療関連サービス振興会が認定する寝具類洗濯業務の医療関連サービスマークの認定を受けていること。
(9) 当該業務に従事するクリーニング師がクリーニング業法に基づくクリーニング師研修を受講済みであること。
(10) 一般社団法人日本病院寝具協会の業務代行保証を受けていること。
(11) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

３　入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号　959－3193
新潟県村上市下鍛冶屋589番地
新潟県立坂町病院経営課
電話番号　0254－62－3111　内線420

(2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記３(1)の交付場所で交付する。

(3) 参加資格確認書類の提出期限
令和５年２月10日（金）午後５時00分

４　入札、開札の日時及び場所
令和５年２月14日（火）午後２時45分
新潟県立坂町病院　講堂

５　その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金
入札時に、入札に参加しようとする者の見積もる契約金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の５に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第５号。以下「規程」という。）第196条第３項第１号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金
契約金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第３項第１号又は第３号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、前記３で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、前記３(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否　要

(7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア　契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ　詳細は入札説明書による。

人事委員会規則

人事記録に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年２月３日

新潟県人事委員会

委員長　氏　家　信　彦

新潟県人事委員会規則第２－118号

人事記録に関する規則の一部を改正する規則

人事記録に関する規則（昭和27年新潟県人事委員会規則第２－５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合は当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
別表 人事異動用語表 (1)～(9)　(略) (10)　降給　同一級内で号給の下がる場合又は法第28条の２第１項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合において、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。）することをいう。）の場合をいう。ただし、給与調整による場合を除く。 (11)～(55)　(略) (56)　定年前再任用　法第22条の４第１項の規定により採用する場合をいう。 (57)～(59)　(略) (60)　勤務延長　職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第６号）第４条第１項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合をいう。 (61)　管理監督職勤務上限年齢制による降任等　法第28条の２第４項に規定する他の職への降任等（降任又は降給を伴う転任に限る。）をする場合をいう。 (62)　暫定再任用　職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和４年条例第31号。以下「令和４年改正条例」という。）附則第３条第１項若しくは第２項、第４条第１項若しくは第２項、第５条第１項若しく	**別表** 人事異動用語表 (1)～(9)　(略) (10)　降給　同一級内で号給の下がる場合をいう。ただし、給与調整による場合を除く。 (11)～(55)　(略) (56)　再任用　法第28条の４第１項、第28条の５第１項又は第28条の６第１項若しくは第２項の規定により採用する場合をいう。 (57)～(59)　(略) (60)　勤務延長　職員の定年等に関する条例第４条第１項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合をいう。

	は第２項又は第６条第１項若しくは第２項の規定により採用する場合をいう。	
(63)　異動期間	令和４年改正条例による改正後の職員の定年等に関する条例第９条第１項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）をいう。	

附　則

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

２　一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第59号）附則第17項又はその適用を受けない他の職員に適用されるこの条例に相当する規程の適用による降給については、当分の間、別表人事異動用語表の(10)に定める降給とする。

一般職員給与条例附則第19項、第21項、第23項又は第24項等の規定による給料に関する規則を次のように定める。

令和５年２月３日

新潟県人事委員会

委員長　　氏　家　　信　彦

新潟県人事委員会規則第６－1883号

一般職員給与条例附則第19項、第21項、第23項又は第24項等の規定による給料に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）附則第19項、第21項、第23項若しくは第24項又は市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年条例第61号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）附則第11項、第13項若しくは第14項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 管理監督職　職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第６号）第６条に規定する職をいう。

(2) 異動期間　職員の定年等に関する条例第９条第１項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）をいう。

(3) 特例任用後降任等職員　法第28条の２第４項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、一般職員給与条例附則第19項又は市町村立学校職員給与条例附則第11項に規定する異動日（以下「異動日」という。）の前日において第１項特例任用職員（職員の定年等に関する条例第９条第１項又は第２項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）又は第３項特例任用職員（同条第３項又は第４項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）であったものをいう。

(4) 特定日　一般職員給与条例附則第17項又は市町村立学校職員給与条例附則第９項に規定する特定日をいう。

(5) 降格　職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（規則第６－45号。以下「初任給規則」という。）第２条第１項第２号に規定する降格のうち、法第28条の２第４項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。

(6) 初任給基準異動　一般職員給与条例第６条第１項又は市町村立学校職員給与条例第５条第１項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない初任給規則別表第11から別表第18の２までに定める初任給基準表（第６条第１項第１号において「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。

(7) 給料表異動　給料表の適用を異にする異動をいう。

(8) 上限額　一般職員給与条例第７条第１項又は市町村立学校職員給与条例第６条第１項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額（育児休業法第10条第１項又は第17条の規定による勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしている職員にあっては、当該給料月額に一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第４号。以下この号において「一般職員勤務時間条例」という。）第３条第２項又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第５号。以下この号において「市町村立学校職員勤務時間条例」という。）第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））をいう。

(9) その者の号給等　当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。

（一般職員給与条例附則第19項及び第21項並びに市町村立学校職員給与条例附則第11項の人事委員会規則で定める職員）

第３条　一般職員給与条例附則第19項及び第21項並びに市町村立学校職員給与条例附則第11項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 法第28条の２第４項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）又は警察法（昭和29年法律第162号）第56条の４第１項の規定による任命により職員となった者のうち、次に掲げる職員

ア　異動日又は一般職員給与条例附則第21項に規定する任命をされた日（以下この条において「任命日」という。）以後に初任給基準異動をした職員

イ　異動日又は任命日から特定日までの間に降格をした職員

ウ　異動日又は任命日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日又は任命日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

エ　異動日又は任命日以後に委員会の承認を得てその号給を決定された職員

(2) 異動日又は任命日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員

（他の職への降任等をされた職員に対する一般職員給与条例附則第23項又は市町村立学校職員給与条例附則第13項の規定による給料の支給）

第４条　法第28条の２第４項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）であって、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に一般職員給与条例附則第17項又は市町村立学校職員給与条例附則第９項の規定により当該職員が受ける給料月額（特定日後に第１号、第３号又は第４号に掲げる職員となったものにあっては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第３号アに掲げる職員以外の職員にあっては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第４条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち２以上の号に掲げる職員に該当する職員（第３項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第４条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、一般職員給与条例附則第23項又は市町村立学校職員給与条例附則第13項の規定による給料として支給する。

(1) 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員（第４号に掲げる職員を除く。）　異動日の前日に当該給料表異動等があったものとした場合（給料表異動等が２回以上あった場合にあっては、同日にそれらの給料表異動等が順次あったものとした場合）に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額

(2) 異動日から特定日までの間に降格をした職員（第４号に掲げる職員を除く。）　異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格を２回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）　次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア　特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員　異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ　アに掲げる職員以外の職員　異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額

(4) 異動日以後に委員会の承認を得てその号給を決定された職員　委員会の定める額

(5) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員　異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額

２　前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第４条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

３　第１項第１号から第３号までのいずれかに該当する職員であって同項第５号に掲げる職員に該当する職員に対する前２項の規定の適用については、当該職員は第１項第１号から第３号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第４条基礎給料月額は、同項第１号から第３号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

４　第１項第１号から第５号までのうち２以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、委員会の定める日以後、委員会の定める額を、一般職員給与条例附則第23項又は市町村立学校職員給与条例附則第13項の規定による給料として支給する。

（特例任用後降任等職員に対する一般職員給与条例附則第23項又は市町村立学校職員給与条例附則第13項の規

定による給料の支給)

第５条　特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日（職員の定年等に関する条例第９条第１項から第４項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に一般職員給与条例附則第17項又は市町村立学校職員給与条例附則第９項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。)が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第５条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員（次条第１項各号、第３項及び第４項に該当する職員を除く。)には、異動日以後、第５条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、一般職員給与条例附則第23項又は市町村立学校職員給与条例附則第13項の規定による給料として支給する。

２　前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第５条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第６条　特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に一般職員給与条例附則第17項又は市町村立学校職員給与条例附則第９項の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第１号、第３号又は第４号に掲げる職員となったものにあっては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第３号アに掲げる職員以外の職員にあっては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第６条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員（次の各号のうち２以上の号に掲げる職員に該当する職員（第３項の規定の適用を受ける職員を除く。)を除く。)には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第６条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、一般職員給与条例附則第23項又は市町村立学校職員給与条例附則第13項の規定による給料として支給する。

(1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員（第４号に掲げる職員を除く。）　仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が２回以上あった場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

(2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（職員から同意を得て行うものを除く。以下この号において同じ。)をした職員（第４号に掲げる職員を除く。）　異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格を２回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員　次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア　異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員　異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ　アに掲げる職員以外の職員　異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があ

る場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

(4) 仮定異動期間末日以後に委員会の承認を得てその号給を決定された職員　委員会の定める額

(5) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員　異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

２　前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第６条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

３　第１項第１号から第３号までのいずれかに該当する職員であって、第５号に掲げる職員に該当する職員に対する前２項の規定の適用については、当該職員は第１項第１号から第３号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第６条基礎給料月額は、同項第１号から第３号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

４　第１項第１号から第５号までのうち２以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、委員会の定める日以後、委員会の定める額を、一般職員給与条例附則第23項又は市町村立学校職員給与条例附則第13項の規定による給料として支給する。

（降任等相当給料表異動をした職員に対する一般職員給与条例附則第24項又は市町村立学校職員給与条例附則第14項の規定による給料の支給）

第７条　降任等相当給料表異動（法第28条の２第１項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。）をした職員（第１項特例任用職員又は第３項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第４項において同じ。）であって、降任等相当転任日（当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第４項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に一般職員給与条例附則第17項又は市町村立学校職員給与条例附則第９項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第７条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特定日以後、第７条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、一般職員給与条例附則第24項又は市町村立学校職員給与条例附則第14項の規定による給料として支給する。

２　前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第７条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

３　降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前２項の規定の適用については、当該職員について適用される第７条基礎給料月額は、第１項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

４　降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、一般職員給与条例附則第17項又は市町村立学校職員給与条例附則第９項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、委員会の定める日以後、委員会の定める額を、一般職員給与条例附則第24項又は市町村立学校職員給与条例附則第14項の規定による給料として支給する。

(1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員

(2) 降任等相当転任日から特定日までの間に降格をした職員

(3) 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

(4) 降任等相当転任日以後に委員会の承認を得てその号給を決定された職員

第８条　第１項特例任用職員又は第３項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第４項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に一般職員給与条例附則第17項又は市町村立学校職員給与条例附則第９項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任

日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第８条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第８条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、一般職員給与条例附則第24項又は市町村立学校職員給与条例附則第14項の規定による給料として支給する。

２　前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第８条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

３　仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前２項の規定の適用については、当該職員について適用される第８条基礎給料月額は、第１項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

４　第１項特例任用職員又は第３項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、一般職員給与条例附則第17項又は市町村立学校職員給与条例附則第９項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、委員会の定める日以後、委員会の定める額を、一般職員給与条例附則第24項又は市町村立学校職員給与条例附則第14項の規定による給料として支給する。

(1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員

(2) 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（職員から同意を得て行うものを除く。）をした職員

(3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員

(4) 仮定異動期間末日以後に委員会の承認を得てその号給を決定された職員

（特例任用期間降格等職員に対する一般職員給与条例附則第24項又は市町村立学校職員給与条例附則第14項の規定による給料の支給）

第９条　特例任用期間降格等職員（第３項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第28条の２第１項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（職員から同意を得て行うものに限る。）をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となった職員をいう。以下この条において同じ。）であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第４項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特例任用期間降格等職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）に一般職員給与条例附則第17項又は市町村立学校職員給与条例附則第９項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第９条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から法第28条の２第１項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第９条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、一般職員給与条例附則第24項又は市町村立学校職員給与条例附則第14項の規定による給料として支給する。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員　特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

(2) 仮定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。）をした職員　特例任用期間降格等職員となった日の前日に特例任用期間降格等職員となった日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任

用期間降格等職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

２　前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第９条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

３　仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前２項の規定の適用については、当該職員について適用される第９条基礎給料月額は、第１項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

４　特例任用期間降格等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、一般職員給与条例附則第17項又は市町村立学校職員給与条例附則第９項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、委員会の定める日から法第28条の２第１項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、委員会の定める額を、一般職員給与条例附則第24項又は市町村立学校職員給与条例附則第14項の規定による給料として支給する。

(1) 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から法第28条の２第１項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に初任給規則第２条第１項第１号に規定する昇格をした職員

(2) 特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動等（給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。）をした職員

(3) 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格（職員から同意を得て行うものを除く。）をした職員

(4) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員

(5) 仮定異動期間末日以後に委員会の承認を得てその号給を決定された職員

（人事交流等職員に対する一般職員給与条例附則第24項又は市町村立学校職員給与条例附則第14項の規定による給料の支給）

第10条　初任給規則第15条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第４項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に一般職員給与条例附則第17項又は市町村立学校職員給与条例附則第９項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の４月１日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして一般職員給与条例附則第17項又は市町村立学校職員給与条例附則第９項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第10条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後、第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、一般職員給与条例附則第24項又は市町村立学校職員給与条例附則第14項の規定による給料として支給する。

２　前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

３　給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前２項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第10条基礎給料月額は、第１項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

４　人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、一般職員給与条例附則第17項又は市町村立学校職員給与条例附則第９項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、委員会の定める日以後、委員会の定める額を、一般職員給与条例附則第24項又は市町村立学校職員給与条例附則第14項の規定による給料として支給する。

(1) かつて第１項特例任用職員又は第３項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて初任給規則第15条各号に掲げる者となり引き続いて人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの

(2) 人事交流等職員となった日後に給料表異動等をした職員

(3) 人事交流等職員となった日から特定日までの間に降格をした職員

(4) 人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後に育児短時間勤務等をした職員

(5) 人事交流等職員となった日以後に委員会の承認を得てその号給を決定された職員

（この規則により難い場合の措置）

第11条　一般職員給与条例附則第19項、第21項、第23項若しくは第24項又は市町村立学校職員給与条例附則第11項、第13項若しくは第14項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別な事情があるときは、あらかじめ委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

（雑則）

第12条　この規則に定めるもののほか、一般職員給与条例附則第19項、第21項、第23項若しくは第24項又は市町村立学校職員給与条例附則第11項、第13項若しくは第14項の規定による給料の支給に関し必要な事項は委員会が定める。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

短時間勤務職員の給料月額の端数計算に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年２月３日

新潟県人事委員会

委員長　　氏　家　　信　彦

新潟県人事委員会規則第６－1884号

短時間勤務職員の給料月額の端数計算に関する規則の一部を改正する規則

短時間勤務職員の給料月額の端数計算に関する規則（規則第６－1370号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改　　正　　後	改　　正　　前
次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。	次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。
(1) 法第22条の４第１項の規定により採用された職員及び育児休業法第18条第１項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第５条の規定により採用された職員　一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）第７条第２項又は市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年条例第61号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）第６条第２項	(1) 法第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員　一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）第７条第３項及び市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年条例第61号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）第６条第３項
(2) 育児休業法第11条第１項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員　職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第４号。以下「育児休業条例」という。）第15条の規定により読み替えられた一般職員給与条例第７条第１項、育児休業条例第16条の規定により読み替えられた市町村立学校職員給与条例第６条第１項、育児休業条例第18条の規定により読み替えられた一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年条例第４号）第５条第３項若しくは第４項又は育児休業条例第19条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年条例第55号）第７条第２項若しくは第３項	(2) 育児休業法第11条に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員　職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第４号。以下「育児休業条例」という。）第15条の規定により読み替えられた一般職員給与条例第７条第１項、第２項若しくは第４項、育児休業条例第16条の規定により読み替えられた市町村立学校職員給与条例第６条第１項若しくは第２項、育児休業条例第18条の規定により読み替えられた一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年条例第４号）第５条第３項若しくは第４項、育児休業条例第19条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年条例第55号）第７条第２項若しくは第３項、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年条例第36号）附則第５項（第６項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた第４項、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年条例第43号）附則第５項（第６項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた第４項、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年条例第50号）附則第４項（第５項において準用する場合を含

	む。)の規定により読み替えられた第２項若しくは第３項又は一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成25年条例第45号)附則第３項（第４項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた第２項

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員への準用）

２　職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和４年条例第31号。以下「令和４年改正条例」という。)附則第５条第２項の規定は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員（令和４年改正条例附則第３条第４項に規定する職員をいう。次項において同じ。)について準用する。

（暫定再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算）

３　次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

(1) 令和４年改正条例附則第５条第１項に規定する暫定再任用短時間勤務職員　令和４年改正条例附則第５条第３項

(2) 育児休業法第10条第１項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員　令和４年改正条例附則第５条第２項（前項の規定により準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた令和４年改正条例附則第５条第１項

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年２月３日

新潟県人事委員会

委員長　　氏　家　　信　彦

新潟県人事委員会規則第６－1885号

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（規則第６－45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（初任給基準を異にする異動） **第19条**　（略） ２　前項の場合における職員の異動後の号給は、一般職員給与条例第10条及び第11条並びに市町村立学校職員給与条例第９条及び第10条の規定にかかわらず、異動後の職員の職に従前から在職しているものとみなし、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮し第22条の規定により決定するものとする。 （給料表の適用を異にする異動） **第20条**　（略） ２　前項の場合における職員の異動後の号給は、前条第２項の規定に準じて第22条の規定により決定するものとする。 **附　則** １・２　（略） ３　一般職員給与条例附則第17項若しくは第18項又は市町村立学校職員給与条例附則第９項若しくは第10項の規定の適用により給料月額が異動することとなつた職員に対しては、その旨を通知するものとする。	（初任給基準を異にする異動） **第19条**　（略） ２　前項の場合における職員の異動後の号給は、一般職員給与条例第10条及び第11条並びに市町村立学校職員給与条例第９条及び第10条の規定にかかわらず、異動後の職員の職に従前から在職しているものとみなし、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮し第22条第１項の規定により決定するものとする。 （給料表の適用を異にする異動） **第20条**　（略） ２　前項の場合における職員の異動後の号給は、前条第２項の規定に準じて第22条第１項の規定により決定するものとする。 **附　則** １・２　（略）

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年２月３日

新潟県人事委員会

委員長　　氏　家　　信　彦

新潟県人事委員会規則第６－1886号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（規則第６－48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び別表の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（調整を行う職及び調整する額） **第２条**　（略） ２　職員（次項に掲げる職員を除く。）の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第１の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。 ３　次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第１の調整数欄に掲げ	（調整を行う職及び調整する額） **第２条**　（略） ２　職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第２に掲げる調整基本額（その額が給料月額の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る別表第１の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（法第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあっては、その額に一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第４号。以下「一般職員勤務時間条例」という。）第３条第３項若しくは第４項又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第５号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。）第２条第３項若しくは第４項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第11条第１項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に一般職員勤務時間条例第３条第２項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を、それぞれ乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

る調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1) 法第22条の４第１項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）　一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第４号。以下「一般職員勤務時間条例」という。）第３条第３項又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第５号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。）第２条第３項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数

(2) 育児休業法第11条第１項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員　一般職員勤務時間条例第３条第２項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数

(3) 育児休業法第18条第１項又は地方公共団体の一般職の任期付職員に関する法律（平成14年法律第48号）第５条の規定により採用された職員　一般職員勤務時間条例第３条第４項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第４項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数

４　前２項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（前項各号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。）の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額）とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員　当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第２に掲げる額

(2) 前項第１号に掲げる職員　当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第３に掲げる額

（端数計算）

第３条　前条第２項及び第３項の規定による給料の調整額並びに同条第４項に規定する調整基本額に１円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの規定の額とす

る。

（実施に関し必要な事項）

第４条　（略）

附　則

（施行期日等）

１～４　（略）

（一般職員給与条例附則第17項又は市町村立学校職員給与条例附則第９項の規定の適用を受ける職員の給料の調整額）

５　一般職員給与条例附則第17項又は市町村立学校職員給与条例附則第９項の規定の適用を受ける職員に対する第２条第４項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは、「応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」と、同項第１号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

別表第１　適用区分表（第２条関係）

勤務箇所	職員	調整数
（略）		
保健所	１　診療放射線技師免許又は診療エックス線技師免許を有し、主として当該免許に係る業務に従事する次長、参事、課長、課長代理、副参事、係長、主査、主任、診療放射線技師及び診療エックス線技師（いずれも専任の助手を含む。） ２　（略）	（略）
（略）		
はまぐみ小児療育センター	（略）	
	３～５　（略） ６　診療放射線技師及び診療エックス線技師 ７・８　（略） ９　マッサージ師、理学療法士及び作業療	（略）

（実施に関し必要な事項）

第３条　（略）

附　則

１～４　（略）

別表第１　適用区分表（第２条関係）

勤務箇所	職員	調整数
（略）		
保健所	１　診療放射線技師免許又は診療エツクス線技師免許を有し、主として当該免許に係る業務に従事する次長、参事、課長、課長代理、副参事、係長、主査、主任、診療放射線技師及び診療エツクス線技師（いずれも専任の助手を含む。） ２　（略）	（略）
（略）		
はまぐみ小児療育センター	（略）	
	３～５　（略） ６　診療放射線技師及び診療エツクス線技師 ７・８　（略） ９　マツサージ師、理学療法士及び作業療	（略）

	法士 10　（略）	
	（略）	
（略）		

備考　この表の職員欄に掲げる職員のほか、定年前再任用短時間勤務職員のうち他の職員との均衡を考慮して委員会が特に必要と認めるものについては、調整数を委員会が別に定める職員として、同表に掲げられているものとする。

別表第２　（略）

別表第３　調整基本額表（第２条関係）

ア　行政職給料表

職務の級	調整基本額
1　級	5,600円
2　級	6,500円
3　級	7,700円
4　級	8,200円
5　級	8,700円
6　級	9,500円
7　級	10,700円
8　級	11,700円
9　級	13,200円
10　級	15,600円

イ　公安職給料表

職務の級	調整基本額
1　級	7,200円
2　級	7,600円
3　級	7,700円
4　級	8,700円
5　級	9,200円
6　級	9,600円
7　級	10,300円
8　級	11,300円
9　級	12,300円

ウ　教育職給料表(二)

職務の級	調整基本額
1　級	7,000円
2　級	8,200円
特　2　級	9,100円
3　級	10,200円
4　級	12,500円

エ　教育職給料表(三)

職務の級	調整基本額
1　級	6,800円
2　級	8,100円
特　2　級	8,900円

	法士 10　（略）	
	（略）	
（略）		

備考　この表の職員欄に掲げる職員のほか、法第28条の４第１項又は第28条の５第１項により採用された職員のうち他の職員との均衡を考慮して委員会が特に必要と認めるものについては、調整数を委員会が別に定める職員として、同表に掲げられているものとする。

別表第２　（略）

3　級	10,000円
4　級	12,200円

オ　医療職給料表㈠

職務の級	調整基本額
1　級	8,900円
2　級	10,200円
3　級	11,800円
4　級	14,000円

カ　医療職給料表㈡

職務の級	調整基本額
1　級	5,700円
2　級	6,500円
3　級	7,300円
4　級	7,700円
5　級	8,500円
6　級	9,700円
7　級	11,000円
8　級	12,800円

キ　医療職給料表㈢

職務の級	調整基本額
1　級	7,100円
2　級	7,700円
3　級	7,900円
4　級	8,200円
5　級	8,700円
6　級	9,800円
7　級	11,100円

ク　研究職給料表

職務の級	調整基本額
1　級	6,500円
2　級	7,800円
3　級	8,500円
4　級	9,800円
5　級	11,500円

ケ　福祉職給料表

職務の級	調整基本額
1　級	6,000円
2　級	7,200円
3　級	7,700円
4　級	8,700円
5　級	9,500円
6　級	10,700円

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（暫定再任用職員に関する経過措置）

２　職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和４年条例第31号。以下「令和４年改正条例」という。）附則第３条第４項に規定する暫定再任用職員（令和４年改正条例附則第５条第１項に規定する暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）は、法第22条の４第１項の規定によ

り採用された職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、改正後の給料の調整額に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第２条第４項の規定を適用する。

３　暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第２条第３項及び第４項の規定を適用する。

４　一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第59号。次項において「一般職員給与条例」という。）第14条又は市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年条例第61号。次項において「市町村立学校職員給与条例」という。）第14条の規定により給料の調整を行う職（次項において「給料の調整額適用職」という。）を占める令和４年改正条例附則第３条第１項又は第４条第１項の規定により採用された職員（次項において「特定暫定再任用職員」という。）のうち、当該職に係る令和４年改正条例第１条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第６号。以下この項において「旧条例」という。）第３条に規定する年齢（令和４年改正条例の施行の日（以下「条例施行日」という。）以後に新たに設置された職及び条例施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が条例施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第３条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢）に達した日がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日以前である職員であって、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の規則第２条及び第３条並びに前２項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務職員にあってはその額に改正後の規則第２条第３項第１号に定める額を、同項第２号に掲げる職員にあってはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。

５　前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）による改正前の法第28条の４第１項、第28条の５第１項又は第28条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員（以下「旧法再任用職員」という。）であった職員であって、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員（第３号に掲げる職員を除く。）　施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額

(2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなった特定暫定再任用職員（次号に掲げる職員を除く。）　施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとした場合に令和４年改正条例第４条の規定による改正前の一般職員給与条例（以下「旧一般職員給与条例」という。）又は第６条の規定による改正前の市町村立学校職員給与条例（以下「旧市町村立学校職員給与条例」という。）及びこれらに基づく規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の給料の調整額に関する規則（次号において「改正前の規則」という。）第２条第２項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

(3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用職員（給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となったものを含む。）　施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員となったとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に２回以上該当することとなった場合にあっては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなったとした場合）に、旧一般職員給与条例又は旧市町村立学校職員給与条例及びこれらに基づく規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の規則第２条第２項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

ア　給料表の適用を異にする異動をした場合

イ　職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合（同日に旧法再任用職員でなかった者にあっては同日に旧法再任用職員になったとした場合に、同日後にアに掲げる場合に該当した者にあっては同日にアに掲げる場合に該当することとなった場合に、それぞれに旧一般職員給与条例又は旧市町村立学校職員給与条例及びこれらに基づく規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合）

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年２月３日

新潟県人事委員会

委員長　　氏　家　　信　彦

新潟県人事委員会規則第６－1887号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（規則第６－５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（趣旨） **第１条**　この規則は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）第15条、第28条及び第40条、市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年条例第61号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）第15条、第31条及び第44条、職員の修学部分休業に関する条例（平成17年条例第８号。以下「修学部分休業条例」という。）第３条並びに職員の高齢者部分休業に関する条例（令和４年条例第30号。以下「高齢者部分休業条例」という。）第３条の規定に基づき、給料等の支給に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） **第１条**　この規則は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）第15条、第28条及び第40条、市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年条例第61号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）第15条、第31条及び第44条並びに職員の修学部分休業に関する条例（平成17年条例第８号。以下「修学部分休業条例」という。）第３条の規定に基づき、給料等の支給に関し必要な事項を定めるものとする。
（給与の控除方法等） **第６条の２**　一般職員給与条例第３条、市町村立学校職員給与条例第16条、修学部分休業条例第３条及び高齢者部分休業条例第３条に規定する人事委員会規則で定める数は、毎年４月１日から翌年の３月31日までの間における祝日法に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）及び一般職員勤務時間条例第10条及び市町村立学校職員勤務時間条例第９条に規定する年末年始の休日（日曜日及び土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7.75（法第22条の４第１項の規定により採用された職員又は育児休業法第18条第１項若しくは地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第５条の規定により採用された職員にあつては、7.75に一般職員勤務時間条例第３条第３項若しくは第４項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第３項若しくは第４項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数、育児休業法第11条第１項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、7.75に一般職員勤務時間条例第３条第２項又は市町村立学校職員勤務時間条	（給与の控除方法等） **第６条の２**　一般職員給与条例第３条、市町村立学校職員給与条例第16条及び修学部分休業条例第３条に規定する人事委員会規則で定める数は、毎年４月１日から翌年の３月31日までの間における祝日法に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）及び一般職員勤務時間条例第10条及び市町村立学校職員勤務時間条例第９条に規定する年末年始の休日（日曜日及び土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7.75（法第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつては、7.75に一般職員勤務時間条例第３条第３項若しくは第４項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第３項若しくは第４項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数、育児休業法第11条第１項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、7.75に一般職員勤務時間条例第３条第２項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間

例第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数）を乗じて得た数とする。	で除して得た数を乗じて得た数）を乗じて得た数とする。
２～５　（略）	２～５　（略）
６　修学部分休業条例第３条及び高齢者部分休業条例第３条に規定する人事委員会規則で定める手当は、月額の特殊勤務手当（特殊診療手当を除く。）とする。	６　修学部分休業条例第３条に規定する人事委員会規則で定める手当は、月額の特殊勤務手当（特殊診療手当を除く。）とする。
７　修学部分休業条例第３条又は高齢者部分休業条例第３条の規定により控除すべき給与額の控除方法については、第２項、第３項及び第５項の例によるものとする。	７　修学部分休業条例第３条の規定により控除すべき給与額の控除方法については、第２項、第３項及び第５項の例によるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

２　職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和４年条例第31号）附則第５条第１項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、法第22条の４第１項の規定により採用された職員とみなして、改正後の給料等の支給に関する規則第６条の２第１項の規定を適用する。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年２月３日

新潟県人事委員会

委員長　　氏　家　　信　彦

新潟県人事委員会規則第６－1888号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（規則第６－628号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（適用除外職員） **第２条**　一般職員給与条例第17条の５第１項第１号及び市町村立学校職員給与条例第19条第１項第１号の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。 (1)～(3)　（略） (4)　<u>法第22条の４第１項の規定により採用された職員</u>で、一般職員給与条例第19条第１項若しくは第３項又は市町村立学校職員給与条例第22条第１項若しくは第３項の規定による単身赴任手当を支給されないもの	（適用除外職員） **第２条**　一般職員給与条例第17条の５第１項第１号及び市町村立学校職員給与条例第19条第１項第１号の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。 (1)～(3)　（略） (4)　<u>法第28条の４第１項、第28条の５第１項又は第28条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員</u>で、一般職員給与条例第19条第１項若しくは第３項又は市町村立学校職員給与条例第22条第１項若しくは第３項の規定による単身赴任手当を支給されないもの

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（暫定再任用職員に関する経過措置）

２　職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和４年条例第31号）附則第３条第４項に規定する暫定再任用職員は、法第22条の４第１項の規定により採用された職員とみなして、改正後の住居手当に関する規則第２条の規定を適用する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年２月３日

新潟県人事委員会

委員長　　氏　家　　信　彦

新潟県人事委員会規則第６－1889号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（規則第６－75号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（支給単位期間） **第15条の３**　（略） ２　前項第１号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由が同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。 (1) 法第28条の６第１項の規定による退職その他の離職をすること。 (2)～(5)　（略）	（支給単位期間） **第15条の３**　（略） ２　前項第１号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由が同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。 (1) 法第28条の２第１項の規定による退職その他の離職をすること。 (2)～(5)　（略）

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年２月３日

新潟県人事委員会

委員長　　氏　家　　信　彦

新潟県人事委員会規則第６－1890号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（規則第６－1313号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（短時間勤務職員に支給される特殊勤務手当の額の特例） **第37条の２**　（略） ２　法第22条の４第１項の規定により採用された職員又は育児休業法第18条第１項若しくは地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第５条の規定により採用された職員に支給される月額の特殊勤務手当（前項各号に掲げるものを除く。）の額は、当該特殊勤務手当の額を定める規定による特殊勤務手当の額に一般職員勤務時間条例第３条第３項若しくは第４項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第３項若しくは第４項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第11条第１項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員に支給される月額の特殊勤務手当（前項各号に掲げるものを除く。）の額は、その額に一般職員勤務時間条例第３条第２項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を、それぞれ乗じて得た額とする。	（短時間勤務職員に支給される特殊勤務手当の額の特例） **第37条の２**　（略） ２　法第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員に支給される月額の特殊勤務手当（前項各号に掲げるものを除く。）の額は、当該特殊勤務手当の額を定める規定による特殊勤務手当の額に一般職員勤務時間条例第３条第３項若しくは第４項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第３項若しくは第４項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第11条第１項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員に支給される月額の特殊勤務手当（前項各号に掲げるものを除く。）の額は、その額に一般職員勤務時間条例第３条第２項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を、それぞれ乗じて得た額とする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

２　職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和４年条例第31号）附則第５条第１項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、法第22条の４第１項の規定により採用された職員とみなして、改正後の特殊勤務手当に関する規則第37条の２第２項の規定を適用する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年２月３日

新潟県人事委員会

委員長　氏　家　信　彦

新潟県人事委員会規則第６－1891号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（規則第６－470号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項（以下「削除項」という。）を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（特地勤務手当に準ずる手当） **第４条**　（略） ２　一般職員給与条例第20条の３第１項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前１年以内に在勤していた公署に勤務することとなつた場合（委員会が定める場合に限る。）には、その日前の委員会が定める日。以下この条並びに附則第６項及び第７項において同じ。）に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の６を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。 （略）	（特地勤務手当に準ずる手当） **第４条**　（略） ２　一般職員給与条例第20条の３第１項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前１年以内に在勤していた公署に勤務することとなつた場合（委員会が定める場合に限る。）には、その日前の委員会が定める日。以下この条において同じ。）に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の６を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。 （略） ３　次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。 (1)　一般職員給与条例第20条の３第１項に規定する異動又は公署の移転の日が平成14年４月１日から同年12月31日までの間にある職員　前項中「受けていた」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成14年条例第68号）の施行の日における同条例第１条の規定による改正後の一般職員給与条例の規定によるものとした場合の」とする。 (2)　一般職員給与条例第20条の３第１項に規定する異動又は公署の移転の日が平成15年４月１日から同年11月30日までの間にある職員　前項中「受けていた」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年条例第87号）の施行の日における同条例第１条の規定による

	改正後の一般職員給与条例の規定によるものとした場合の」とする。 (3) 一般職員給与条例第20条の３第１項に規定する異動又は公署の移転の日が平成17年４月１日から同年11月30日までの間にある職員　前項中「受けていた」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年条例第90号)の施行の日における同条例第１条及び第２条の規定による改正後の一般職員給与条例の規定によるものとした場合の」とする。 (4) 一般職員給与条例第20条の３第１項に規定する異動又は公署の移転の日が平成21年４月１日から同年11月30日までの間にある職員　前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について平成21年改正条例の施行の日における平成21年改正条例第２条の規定による改正後の一般職員給与条例及び平成21年改正条例第12条の規定による改正後の平成18年改正条例の規定によるものとした場合の給料及び一般職員給与条例第20条の３第１項に規定する異動又は公署の移転の日に受けていた」とする。 (5) 一般職員給与条例第20条の３第１項に規定する異動又は公署の移転の日が平成22年４月１日から同年11月30日までの間にある職員　前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について平成22年改正条例の施行の日における平成22年改正条例第２条の規定による改正後の一般職員給与条例及び平成22年改正条例第11条の規定による改正後の平成18年改正条例の規定によるものとした場合の給料及び一般職員給与条例第20条の３第１項に規定する異動又は公署の移転の日に受けていた」とする。
３　次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。 (1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、一般職員給与条例第20条の３第１項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの　前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における一般職員勤務時間条例第３条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。 (2) 育児短時間勤務職員等であつて、一般職員給与条例第20条の３第１項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの　前項中「給料及び扶養	４　次の各号に掲げる職員に対する第２項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。 (1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、一般職員給与条例第20条の３第１項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの　第２項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における一般職員勤務時間条例第３条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。 (2) 育児短時間勤務職員等であつて、一般職員給与条例第20条の３第１項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの　第２項（前項各号の規

手当の月額の合計額」とあるのは、「、給料の月額に一般職員勤務時間条例第３条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であつて、一般職員給与条例第20条の３第１項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの　前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における一般職員勤務時間条例第３条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

附　則

（施行期日等）

１　（略）

２・３　（略）

（一般職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当基礎額）

４　一般職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員であつて、第３条第２項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

５　一般職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員のうち、第３条第３項各号又は第４項各号に掲げる職員であるものの同条第１項の特地勤務手当基礎額は、前項並びに同条第３項及び第４項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて委員会の定めるところにより算出した額とする。

（一般職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額）

６　一般職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員であつて、一般職員給与条例第20条の３

定により読み替えて適用する場合を含む。）中「給料及び扶養手当の月額の合計額」（第２項を前項第４号及び第５号の規定により読み替えて適用する場合にあつては、「給料及び一般職員給与条例」）とあるのは、「、給料の月額に一般職員勤務時間条例第３条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額」（第２項を前項第４号及び第５号の規定により読み替えて適用する場合にあつては、「、給料の月額に一般職員勤務時間条例第３条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び一般職員給与条例」）とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であつて、一般職員給与条例第20条の３第１項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの　第２項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における一般職員勤務時間条例第３条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

附　則

１　（略）

（経過措置）

２・３　（略）

第１項に規定する異動又は公署の移転の日において当該職員以外の職員であつたものに対する第４条第２項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。 ７　一般職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員のうち、第４条第３項各号に掲げる職員であるものの特地勤務手当に準ずる手当の月額は、前項及び同条第３項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて委員会の定めるところにより算出した額とする。	

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

時間外勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年２月３日

新潟県人事委員会

委員長　　氏　家　　信　彦

新潟県人事委員会規則第６－1892号

時間外勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

時間外勤務手当等に関する規則（規則第６－493号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（時間外勤務手当等の勤務１時間当たりの給与額） **第２条**　一般職員給与条例第21条から第23条まで並びに市町村立学校職員給与条例第30条の２及び第30条の２の２に規定する人事委員会規則で定める額（以下「勤務１時間当たりの給与額」という。）は、給料、地域手当、特殊勤務手当（月額を単位として支給するものに限る。）、特地勤務手当（一般職員給与条例第20条の３の規定による手当を含む。）、へき地手当（市町村立学校職員給与条例第30条の４の規定による手当を含む。）、初任給調整手当、農林漁業普及指導手当又は義務教育等教員特別手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を、１週間当たりの勤務時間数に52を乗じて得た数から毎年４月１日から翌年の３月31日までの間における国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第４号。以下「一般職員勤務時間条例」という。）第10条及び市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第５号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。）第９条に規定する年末年始の休日（日曜日及び土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7.75（法第22条の４第１項の規定により採用された職員又は育児休業法第18条第１項若しくは地方公共団体の一般職の任期付職員に関する法律（平成14年法律第48号）第５条の規定により採用された職員（次条において「短時間勤務職員」という。）にあつては、7.75に一般職員勤務時間条例第３条第３項若しくは第４項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第３項若しくは第４項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数、育児休業法第11条第１項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（次条において「育児短時間勤務職員等」という。）にあつては7.75に一般職員勤務時間条例第３条第２項又は市町村立学校職員勤務時間条例第	（時間外勤務手当等の勤務１時間当たりの給与額） **第２条**　一般職員給与条例第21条から第23条まで並びに市町村立学校職員給与条例第30条の２及び第30条の２の２に規定する人事委員会規則で定める額（以下「勤務１時間当たりの給与額」という。）は、給料、地域手当、特殊勤務手当（月額を単位として支給するものに限る。）、特地勤務手当（一般職員給与条例第20条の３の規定による手当を含む。）、へき地手当（市町村立学校職員給与条例第30条の４の規定による手当を含む。）、初任給調整手当、農林漁業普及指導手当又は義務教育等教員特別手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を、１週間当たりの勤務時間数に52を乗じて得た数から毎年４月１日から翌年の３月31日までの間における国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第４号。以下「一般職員勤務時間条例」という。）第10条及び市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第５号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。）第９条に規定する年末年始の休日（日曜日及び土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7.75（法第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次条において「短時間勤務職員」という。）にあつては、7.75に一般職員勤務時間条例第３条第３項若しくは第４項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第３項若しくは第４項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数、育児休業法第11条第１項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（次条において「育児短時間勤務職員等」という。）にあつては7.75に一般職員勤務時間条例第３条第２項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条

２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数）を乗じて得た数を減じた数で除して得た額とする。	例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数）を乗じて得た数を減じた数で除して得た額とする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

２　職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和４年条例第31号）附則第５条第１項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、法第22条の４第１項の規定により採用された職員とみなして、改正後の時間外勤務手当等に関する規則第２条の規定を適用する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年２月３日

新潟県人事委員会

委員長　　氏　家　　信　彦

新潟県人事委員会規則第６－1893号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（規則第６－118号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（支給範囲） **第２条**　（略） ２　別表第１に掲げる職に係る管理職手当の区分は、同表の職欄の区分に応じ、同表の区分欄に定める区分とする。 （支給額） **第３条**　別表第１に掲げる職を占める職員のうち法第22条の４第１項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員に支給する管理職手当の月額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第２項の規定による区分（以下「当該職の区分」という。）に応じ、別表第２の管理職手当額欄に定める額（育児休業法第18条第１項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第５条の規定により採用された職員にあつてはその額に一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第４号。以下「一般職員勤務時間条例」という。）第３条第４項又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第５号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。）第２条第４項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第11条第１項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に一般職員勤務時間条例第３条第２項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を、それぞれ乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。	（支給範囲） **第２条**　（略） ２　別表第１に掲げる職に係る管理職手当額の区分は、同表の職欄の区分に応じ、同表の区分欄に定める区分とする。 （支給額） **第３条**　別表第１に掲げる職を占める職員のうち法第28条の４第１項、第28条の５第１項又は第28条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員に支給する管理職手当の月額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第２項の規定による区分（以下「当該職の区分」という。）に応じ、別表第２の管理職手当額欄に定める額（法第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次項において「短時間勤務職員」という。）にあつてはその額に一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第４号。以下「一般職員勤務時間条例」という。）第３条第４項又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第５号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。）第２条第４項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第11条第１項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（次項において「育児短時間勤務職員等」という。）にあつてはその額に一般職員勤務時間条例第３条第２項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を、それぞれ乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数があるときは、そ

	の端数を切り捨てた額）とする。
２　別表第１に掲げる職を占める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員に支給する管理職手当の月額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第３の管理職手当額欄に定める額に、一般職員勤務時間条例第３条第３項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第３項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。	２　別表第１に掲げる職を占める職員のうち再任用職員に支給する管理職手当の月額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第３の管理職手当額欄に定める額（短時間勤務職員にあつてはその額に一般職員勤務時間条例第３条第３項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第３項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に一般職員勤務時間条例第３条第２項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を、それぞれ乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
附　則 （施行期日） １　（略） （一般職員給与条例附則第17項又は市町村立学校職員の給与に関する条例附則第９項の規定の適用を受ける職員の支給額） ２　一般職員給与条例附則第17項又は市町村立学校職員の給与に関する条例附則第９項の規定の適用を受ける職員に対する第３条の規定の適用については、当分の間、同条第１項中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。	附　則 １　（略）

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（暫定再任用職員に関する経過措置）

２　職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和４年条例第31号。以下「令和４年改正条例」という。）附則第３条第４項に規定する暫定再任用職員（令和４年改正条例附則第５条第１項に規定する暫定再任用短時間勤務職員（次項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）に対する改正後の管理職手当に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）第３条第１項の規定の適用については、同条同項中「別表第２」とあるのは、「別表第３」とする。

３　暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員（法第22条の４第１項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、改正後の規則第３条第２項の規定を適用する。

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年２月３日

新潟県人事委員会

委員長　氏　家　信　彦

新潟県人事委員会規則第６－1894号

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（規則第６－1093号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動号等」という。）に対応する同表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動後号等」という。）が存在する場合には当該移動号等を当該移動後号等とし、移動号等に対応する移動後号等が存在しない場合には当該移動号等（以下「削除号等」という。）を削り、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には当該移動後号等（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項、号及び号の細目の表示並びに追加項及び追加号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（管理職員特別勤務手当の額等） **第２条**　一般職員給与条例第24条の３第３項第１号及び市町村立学校職員給与条例第25条第３項第１号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 管理職手当に関する規則（規則第６―118号）別表第１に掲げる職（委員会が承認する職を含む。以下同じ。）を占める職員のうち、次号に掲げる職員以外の職員　次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第１に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア～オ　（略） (2) 管理職手当に関する規則別表第１に掲げる職を占める職員のうち、定年前再任用短時間勤務職員（法第22条の４第１項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）　次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第１に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア　１種　１万1,000円 イ　２種及び３種　9,000円 ウ　４種及び５種　7,000円 エ　６種　5,000円 オ　７種　3,000円 (3)　（略） (4)　（略） ２　（略） **第３条**　一般職員給与条例第24条の３第３項第２号及び市町村立学校職員給与条例第25条第３項第２	（管理職員特別勤務手当の額等） **第２条**　一般職員給与条例第24条の３第３項第１号及び市町村立学校職員給与条例第25条第３項第１号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 管理職手当に関する規則（規則第６―118号）別表第１に掲げる職（委員会が承認する職を含む。以下同じ。）を占める職員　次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第１に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア～オ　（略） (2)　（略） (3)　（略） ２　（略） **第３条**　一般職員給与条例第24条の３第３項第２号

号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 管理職手当に関する規則別表第１に掲げる職を占める職員のうち、次号に掲げる職員以外の職員　次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第１に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア　１種　6,000円 イ　２種及び３種　5,000円 ウ　４種及び５種　4,000円 エ　６種　3,000円 オ　７種　2,000円 (2) 管理職手当に関する規則別表第１に掲げる職を占める職員のうち、定年前再任用短時間勤務職員　次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第１に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア　１種　5,500円 イ　２種及び３種　4,500円 ウ　４種及び５種　3,500円 エ　６種　2,500円 オ　７種　1,500円	及び市町村立学校職員給与条例第25条第３項第２号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる当該職員の占める管理職手当に関する規則別表第１に掲げる職に係る区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) １種　6,000円 (2) ２種及び３種　5,000円 (3) ４種及び５種　4,000円 (4) ６種　3,000円 (5) ７種　2,000円
２　（略）	２　（略）
附　則 （施行期日） １　この規則は、平成４年４月１日から施行する。 （一般職員給与条例附則第17項又は市町村立学校職員給与条例附則第９項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額） ２　一般職員給与条例附則第17項又は市町村立学校職員給与条例附則第９項の規定の適用を受ける職員に対する第２条第１項及び第３条第１項の規定の適用については、当分の間、第２条第１項第１号及び第３条第１項第１号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。	附　則 この規則は、平成４年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（暫定再任用職員に関する経過措置）

２　職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和４年条例第31号）附則第３条第４項に規定する暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員（法第22条の４第１項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、改正後の管理職員特別勤務手当に関する規則第２条第１項及び第３条第１項の規定を適用する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年２月３日

新潟県人事委員会

委員長　氏　家　信　彦

新潟県人事委員会規則第６－1895号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

第１条　初任給調整手当に関する規則（規則第６－140号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改　正　後	改　正　前
（支給する職の範囲） **第２条**　（略） ２　一般職員給与条例第24条の５第１項第２号に規定する職は、一般職員給与条例別表第１行政職給料表の適用を受ける職員の職で医学又は歯学に関する専門的知識を必要とするものとする。ただし、一般職員給与条例第24条の２第１項の規定に基づき管理職手当に関する規則（規則第６－118号）で指定する職で同規則の規定による管理職手当に係る区分が１種のものを除く。 ３　（略） （職員の範囲） **第３条**　一般職員給与条例第24条の５第１項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次の各号に掲げる職員とする。ただし、第１号及び第２号に掲げる職員にあつては、その採用が、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から37年（医師法に規定する臨床研修（第６条において「臨床研修」という。）を経た者にあつては39年、医師法の一部を改正する法律（昭和43年法律第47号）による改正前の医師法に規定する実地修練（第６条において「実地修練」という。）を経た者にあつては38年）を経過するまでの期間（以下「経過期間」という。）内に行われたものとする。 (1)～(3)　（略） （支給期間及び支給額） **第６条**　初任給調整手当の支給期間は35年（第２条第３項に規定する職を占める職員にあつては15年）とし、その月額は職員の区分及び採用の日又は第４条に規定する職員となつた日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額（育児休業法第11条第１項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員に	（支給する職の範囲） **第２条**　（略） ２　一般職員給与条例第24条の５第１項第２号に規定する職は、一般職員給与条例別表第１行政職給料表の適用を受ける職員の職で医学又は歯学に関する専門的知識を必要とするものとする。ただし、管理職手当を支給される職でその支給割合が１種のものを除く。 ３　（略） （職員の範囲） **第３条**　一般職員給与条例第24条の５第１項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次の各号に掲げる職員とする。ただし、第１号及び第２号に掲げる職員にあつては、その採用が、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から37年（医師法に規定する臨床研修（第６条において「臨床研修」という。）を経た者にあつては39年、医師法の一部を改正する法律（昭和43年法律第47号）による改正前の医師法に規定する実地修練（第６条において「実地修練」という。）を経た者にあつては38年）を経過するまでの期間（旧専門学校令による専門学校等で委員会の定めるものを卒業した者にあつては、委員会の定めるこれに準ずる期間。以下「経過期間」という。）内に行われたものとする。 (1)～(3)　（略） （支給期間及び支給額） **第６条**　初任給調整手当の支給期間は35年（第２条第３項に規定する職を占める職員にあつては15年）とし、その月額は職員の区分及び採用の日又は第４条に規定する職員となつた日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額（育児休業法第11条第１項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員に

あつては、その額に一般職員勤務時間条例第３条第２項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。この場合において、第３条第３号及び第４条第３号に掲げる職員以外の職員にあつては大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は第４条に規定する職員となつた日までの期間が４年（臨床研修を経た場合にあつては６年、実地修練を経た場合にあつては５年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から３年内の職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は第４条に規定する職員となつた日からその超えることとなる期間（１年に満たない期間があるときは、その期間を１年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。 ２・３　（略） 附　則 （施行期日） １　この規則は、公布の日から施行し、昭和36年４月１日から適用する。 （一般職員給与条例附則第17項又は市町村立学校職員給与条例附則第９項の規定の適用を受ける職員の支給期間及び支給額） ２　一般職員給与条例附則第17項又は市町村立学校職員給与条例附則第９項の規定の適用を受ける職員に対する第６条の規定の適用については、当分の間、同条中「別表」とあるのは、「附則別表」とする。	あつては、その額に一般職員勤務時間条例第３条第２項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。この場合において、第３条第３号及び第４条第３号に掲げる職員以外の職員にあつては大学（旧専門学校令による専門学校等で委員会の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は第４条に規定する職員となつた日までの期間が４年（臨床研修を経た場合にあつては６年、実地修練を経た場合にあつては５年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から３年内の職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は第４条に規定する職員となつた日からその超えることとなる期間（１年に満たない期間があるときは、その期間を１年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。 ２・３　（略） 附　則 この規則は、公布の日から施行し、昭和36年４月１日から適用する。

第２条　初任給調整手当に関する規則の一部を次のように改正する。

附則の次に次の１表を加える。

附則別表

職員の区分／期間の区分	２　項　職　員	３　項　職　員
１　年　未　満	円 35,600	円 24,500
１年以上２年未満	35,600	24,500
２年以上３年未満	35,600	24,500
３年以上４年未満	35,600	24,500
４年以上５年未満	35,600	24,500
５年以上６年未満	35,600	21,700
６年以上７年未満	34,300	18,900
７年以上８年未満	33,000	16,100
８年以上９年未満	31,800	13,300
９年以上10年未満	30,500	10,500
10年以上11年未満	29,300	8,800
11年以上12年未満	28,000	7,000
12年以上13年未満	26,700	5,300
13年以上14年未満	25,500	3,500
14年以上15年未満	24,500	1,800
15年以上16年未満	23,500	
16年以上17年未満	22,500	
17年以上18年未満	21,600	
18年以上19年未満	20,600	
19年以上20年未満	19,600	
20年以上21年未満	18,600	
21年以上22年未満	18,200	
22年以上23年未満	17,800	
23年以上24年未満	17,100	
24年以上25年未満	16,700	
25年以上26年未満	16,200	
26年以上27年未満	15,800	
27年以上28年未満	15,400	
28年以上29年未満	14,800	
29年以上30年未満	14,600	
30年以上31年未満	14,400	
31年以上32年未満	13,900	
32年以上33年未満	13,300	
33年以上34年未満	12,700	
34年以上35年未満	12,200	

備考

１　この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第４条各号の職員となつた日以後の期間を示す。

２　この表において「２項職員」とは、第２条第２項の職を占める職員を、「３項職員」とは、同条第３項の職を占める職員をいう。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年２月３日

新潟県人事委員会

委員長　　氏　家　　信　彦

新潟県人事委員会規則第６－1896号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（規則第６－224号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
第３条　一般職員給与条例第25条第１項後段及び市町村立学校職員給与条例第26条第１項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。 (1)　(略) (2) その退職の後基準日までの間において次に掲げる者（非常勤である者にあつては、法第22条の４第１項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び育児休業法第18条第１項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第５条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）に限る。）となつたもの ア　一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員 イ～エ　(略) (3) その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者にあつては、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員その他委員会の定める者に限る。）となつたもの ア～ウ　(略)	**第３条**　一般職員給与条例第25条第１項後段及び市町村立学校職員給与条例第26条第１項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。 (1)　(略) (2) その退職の後基準日までの間において次に掲げる者（非常勤である者にあつては、法第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）に限る。）となつたもの ア　一般職員給与条例及び市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員 イ～エ　(略) (3) その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者にあつては、短時間勤務職員その他委員会の定める者に限る。）となつたもの ア～ウ　(略)
第５条　基準日前１箇月以内において一般職員給与条例若しくは市町村立学校職員給与条例の適用を受ける常勤の職員、定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員としての退職が２回以上ある者について前２条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもつて、当該退職とする。	**第５条**　基準日前１箇月以内において一般職員給与条例及び市町村立学校職員給与条例の適用を受ける常勤の職員又は短時間勤務職員としての退職が２回以上ある者について前２条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもつて、当該退職とする。
（期末手当に係る在職期間） **第６条**　(略) ２　前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。 (1)～(5)　(略) (6) 法第26条の３第１項の規定による高齢者部分	（期末手当に係る在職期間） **第６条**　(略) ２　前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。 (1)～(5)　(略)

休業の承認を受けて勤務しなかつた期間については、その２分の１の期間

(7)　(略)

(8)　(略)

３　前項第３号に掲げる職員で勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者、公務傷病等による休職者（一般職員給与条例第38条第１項又は市町村立学校職員給与条例第40条第１項の規定の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）並びに私傷病等による休職者（一般職員給与条例第38条第２項若しくは第３項又は市町村立学校職員給与条例第40条第２項若しくは第３項の規定の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）であつた期間については、前項の規定にかかわらず、除算は行なわない。

第７条　基準日以前６箇月以内の期間において、次の各号に掲げる者が一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合（第４号及び第５号に掲げる者にあつては、引き続き一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間（非常勤職員として在職した期間にあつては、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員又は勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者その他委員会の定める者として在職した期間に限る。）は、前条第１項の在職期間に算入する。

(1)～(6)　(略)

２　(略)

（勤勉手当に係る勤務期間）

第12条　前条に規定する勤務期間は、一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

２　前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

(1)～(11)　(略)

(12)　法第26条の３第１項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間

(13)　(略)

（勤勉手当の成績率）

第14条　成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

(1)　定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　100分の195（一般職員給与条例第25条第２項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の235）

(6)　(略)

(7)　(略)

３　前項第３号に掲げる職員で勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者、公務傷病等による休職者（一般職員給与条例第38条第１項及び市町村立学校職員給与条例第40条第１項の規定を受ける職員をいう。以下同じ。）、私傷病等による休職者（一般職員給与条例第38条第２項及び第３項並びに市町村立学校職員給与条例第40条第２項及び第３項の規定を受ける職員をいう。以下同じ。）であつた期間については、前項の規定にかかわらず、除算は行なわない。

第７条　基準日以前６箇月以内の期間において、次の各号に掲げる者が一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合（第４号及び第５号に掲げる者にあつては、引き続き一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間（非常勤職員として在職した期間にあつては、短時間勤務職員又は勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者その他委員会の定める者として在職した期間に限る。）は、前条第１項の在職期間に算入する。

(1)～(6)　(略)

２　(略)

（勤勉手当に係る勤務期間）

第12条　前条に規定する勤務期間は、一般職員給与条例及び市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

２　前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

(1)～(11)　(略)

(12)　(略)

（勤勉手当の成績率）

第14条　成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

(1)　法第28条の４第１項、第28条の５第１項又は第28条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員　100分の205（一般職員給与条例第25条第２項に規定する特定幹部職員

	（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の245）
(2) 定年前再任用短時間勤務職員　100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）	(2) 再任用職員　100分の100（特定幹部職員にあつては、100分の120）

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（暫定再任用職員に関する経過措置）

２　職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和４年条例第31号。次項において「令和４年改正条例」という。）附則第５条第１項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、法第22条の４第１項の規定により採用された職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）第３条、第５条及び第７条第１項の規定を適用する。

３　令和４年改正条例附則第３条第４項に規定する暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第14条の規定を適用する。

農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年２月３日

新潟県人事委員会

委員長　氏　家　信　彦

新潟県人事委員会規則第６－1897号

農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業普及指導手当に関する規則（規則第６－247号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（農林漁業普及指導手当の支給要件） **第４条**　農林漁業普及指導手当は、月の１日から末日までの間において、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に適合する場合に支給する。 (1)　（略） (2)　法第22条の４第１項の規定により採用された職員、育児休業法第18条第１項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第５条の規定により採用された職員、育児休業法第11条第１項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「短時間勤務職員」という。）　勤務を要する日における短時間勤務職員として勤務を要する時間のうち、第２条各号に掲げる事務に従事している時間並びに職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第14条第１号の規定により勤務をしていない時間の合計が、その月に短時間勤務職員として勤務を要する時間の合計の２分の１以上となること。 **附　則** （施行期日等） １・２　（略） （一般職員給与条例附則第19項、第23項又は第24項の規定による給料を支給される職員に関する手当の額） ３　一般職員給与条例附則第19項、第23項又は第24項の規定による給料を支給される職員に対する第３条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と一般職員給与条例附則第19項、第23項又は第24項の規定による給料の額との合計額」とする。	（農林漁業普及指導手当の支給要件） **第４条**　農林漁業普及指導手当は、月の１日から末日までの間において、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に適合する場合に支給する。 (1)　（略） (2)　法第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員、育児休業法第11条第１項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「短時間勤務職員」という。）　勤務を要する日における短時間勤務職員として勤務を要する時間のうち、第２条各号に掲げる事務に従事している時間並びに職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第14条第１号の規定により勤務をしていない時間の合計が、その月に短時間勤務職員として勤務を要する時間の合計の２分の１以上となること。 **附　則** １・２　（略）

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

２　職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和４年条例第31号）附則第５条第１項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、法第22条の４第１項の規定により採用された職員とみなして、改正後の農林漁業普及指導手当に関する規則第４条の規定を適用する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年２月３日

新潟県人事委員会

委員長　　氏　家　　信　彦

新潟県人事委員会規則第６－1898号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

第１条　義務教育等教員特別手当に関する規則（規則第６－661号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（義務教育等教員特別手当の月額） **第４条**　義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額（法第22条の４第１項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）又は育児休業法第18条第１項若しくは地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第５条の規定により採用された職員にあつてはその額に一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第４号。以下「一般職員勤務時間条例」という。）第３条第３項若しくは第４項又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第５号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。）第２条第３項若しくは第４項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第11条第１項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に一般職員勤務時間条例第３条第２項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を、それぞれ乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。 (1)　一般職員給与条例第27条の５第１項に規定する職員で一般職員給与条例別表第３ロの表の適用を受けるもの及び市町村立学校職員給与条例第29条の４第１項に規定する職員で市町村立学校職員給与条例別表第１ロの表の適用を受けるもの　その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が定年前再任用短時間勤務職員であるときは、その者の属する職務の級とす	（義務教育等教員特別手当の月額） **第４条**　義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額（法第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額に一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第４号。以下「一般職員勤務時間条例」という。）第３条第３項若しくは第４項又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第５号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。）第２条第３項若しくは第４項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第11条第１項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に一般職員勤務時間条例第３条第２項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を、それぞれ乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。 (1)　一般職員給与条例第27条の５第１項に規定する職員で一般職員給与条例別表第３ロの表の適用を受けるもの及び市町村立学校職員給与条例第29条の４第１項に規定する職員で市町村立学校職員給与条例別表第１ロの表の適用を受けるもの　その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が、法第28条の４第１項、第28条の５第１項又は第28条の６第１項若しくは

る。以下同じ。)に対応する別表第１に掲げる額 (2)～(7)　(略) 附　則 (施行期日等) １～３　(略) (一般職員給与条例附則第17項又は市町村立学校職員給与条例附則第９項の規定の適用を受ける職員の支給額) ４　一般職員給与条例附則第17項又は市町村立学校職員給与条例附則第９項の規定の適用を受ける職員に対する第４条の規定の適用については、当分の間、同条各号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。	第２項の規定により採用された職員であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。)に対応する別表第１に掲げる額 (2)～(7)　(略) 附　則 １～３　(略)

第２条　義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第１及び別表第２の表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附　則

(施行期日)

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

２　職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和４年条例第31号。以下「令和４年改正条例」という。)附則第３条第４項に規定する暫定再任用職員（令和４年改正条例附則第５条第１項に規定する暫定再任用短時間勤務職員（次項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)に対する改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則（次項において「改正後の規則」という。)第４条の規定の適用については、別表第１の表定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる額を同条第１号及び第６号に規定する別表第１に掲げる額と、別表第２の表定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる額を同条第２号から第５号まで及び第７号に規定する別表第２に掲げる額とする。

３　暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員（法第22条の４第１項の規定により採用された職員をいう。)とみなして、改正後の規則第４条の規定を適用する。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年２月３日

新潟県人事委員会

委員長　　氏　家　　信　彦

新潟県人事委員会規則第６－1899号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（規則第６－183号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項及び追加号を除く。）に改める。

改　正　後	改　正　前
（休職月等） **第４条の３**　（略） ２　退職した者の基礎在職期間に法第26条の３の規定による高齢者部分休業の承認を受けた期間のある月（以下この項において「部分休業月」という。）が含まれる場合には、当該退職した者が属していた職員の区分が同一の部分休業月がある部分休業月にあつては職員の区分が同一の部分休業月ごとにそれぞれその最初の部分休業月から順次に数えてその月数の２分の１に相当する数（当該相当する数に１未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある部分休業月を当該退職した者の基礎在職期間から除くものとし、また当該退職した者が属していた職員の区分が同一の部分休業月がない部分休業月にあつては当該部分休業月を基礎在職期間の各月から除くものとする。 （条例附則第44条に規定する人事委員会規則で定める額） **第31条**　条例附則第44条に規定する人事委員会規則で定める額は、任命権者が委員会と協議して定める額とする。	（休職月等） **第４条の３**　（略） （退職手当の額から控除する額） **第31条**　条例附則第14条第２項本文の人事委員会規則で定める額は、同条第１項各号に掲げる者の退職の都度任命権者が委員会と協議して定める額とする。
別表（第４条の５関係） ア　（略） イ　平成18年４月１日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表	**別表**（第４条の５関係） ア　（略） イ　平成18年４月１日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表
（略） 第２号区分：(1)～(4)　（略） (5)　警察法（昭和29年法律第162号）第56条の４第１項の規定による任命（以下「特定任命」という。）により職員となつた者のうち、平成18年４月１日以後適用されている給与法	（略） 第２号区分：(1)～(4)　（略）

	（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成18年４月以後の給与法」という。）の公安職俸給表㈠の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であつたもの (6)　（略）		(5)　（略）
第３号区　分	(1)～(9)　（略） (10)　特定任命により職員となつた者のうち、平成18年４月以後の給与法の公安職俸給表㈠の適用を受けていた者でその属する職務の級が９級であつたもの (11)　（略）	第３号区　分	(1)～(9)　（略） (10)　（略）
第４号区　分	(1)～(12)　（略） (13)　特定任命により職員となつた者のうち、平成18年４月以後の給与法の公安職俸給表㈠の適用を受けていた者でその属する職務の級が８級であつたもの (14)　（略）	第４号区　分	(1)～(12)　（略） (13)　（略）
（略）		（略）	

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

職員の定年等に関する規則を次のように定める。

令和５年２月３日

新潟県人事委員会

委員長　　氏　家　　信　彦

新潟県人事委員会規則第７－４号

職員の定年等に関する規則

職員の定年等に関する規則（規則第７－２号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　定年制度（第３条－第７条）
第３章　管理監督職勤務上限年齢制（第８条－第13条）
第４章　定年前再任用短時間勤務制（第14条－第18条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第６号。以下「条例」という。)の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 定年退職　条例第２条の規定により退職することをいう。

(2) 勤務延長　条例第４条第１項の規定により、職員を引き続いて勤務させることをいう。

(3) 勤務延長職員　条例第４条第１項又は第２項の規定により引き続き勤務している職員をいう。

(4) 定年前再任用　条例第12条の規定により採用することをいう。

第２章　定年制度

（異動期間が延長された管理監督職を占める職員の勤務延長の承認及び勤務延長の期限の延長の承認）

第３条　任命権者は、条例第４条第１項ただし書の規定により人事委員会の承認を得ようとする場合には、異動期間を延長した職員の勤務延長の承認申請書（別記第１号様式）に次条に規定する書面の写しを添付し、委員会に提出するものとする。

２　任命権者は、条例第４条第２項の規定により人事委員会の承認を得ようとする場合には、勤務延長の期限の延長承認申請書（別記第２号様式）に次条に規定する書面の写しを添付し、委員会に提出するものとする。

（勤務延長等に係る職員の同意）

第４条　条例第４条第３項及び第４項に規定する職員の同意は、適切な時期に書面によって得るものとする。

（定年に達している者の任用の制限）

第５条　任命権者は、昇任し、降任し、又は転任しようとする職に係る定年に達している職員を、当該職に係る定年退職日後に、当該職に昇任し、降任し、又は転任することができない。ただし、勤務延長職員を、特別の事情により委員会の承認を得て昇任し、降任し、又は転任する場合は、この限りでない。

２　任命権者は、前項ただし書きに規定する委員会の承認を得ようとする場合には、勤務延長職員の異動承認申請書（別記第３号様式）を委員会に提出するものとする。

（勤務延長等に係る書面の交付）

第６条　任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員にその旨を明示した書面を交付するものとする。ただし、第１号又は第６号に該当する場合には、適当な方法をもって書面の交付に代えることができる。

(1) 職員が定年退職をする場合

(2) 勤務延長を行う場合

(3) 条例第４条第２項の規定により勤務延長の期限を延長する場合

(4) 条例第４条第４項の規定により勤務延長の期限を繰り上げる場合

(5) 勤務延長職員が異動し、期限の定めのない職員となった場合

(6) 勤務延長の期限の到来により職員が当然に退職する場合

（勤務延長に関する報告）

第７条　任命権者は、毎年５月末日までに、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の事由及び期限の状況を勤務延長の状況報告書（別記第４号様式）により、委員会に報告するものとする。

第３章　管理監督職勤務上限年齢制

（異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があった場合）

第８条　条例第９条第１項又は第２項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

（異動期間の期限の延長の承認）

第９条　任命権者は、条例第９条第２項又は第４項の規定により人事委員会の承認を得ようとする場合には、異動期間の期限の延長承認申請書（別記第５号様式）に第11条に規定する書面の写しを添付し、委員会に提出するものとする。

（特定管理監督職群を構成する管理監督職）

第10条　条例第９条第３項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、県立特別支援学校及び市町村立学校の校長の職とする。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第11条　条例第10条に規定する職員の同意は、適切な時期に書面によって得るものとする。

（降任等に係る書面の交付）

第12条　任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員にその旨を明示した書面を交付するものとする。

(1) 条例第８条第１項の規定により他の職へ降任等を行う場合
(2) 条例第９条の規定により異動期間を延長する場合
(3) 条例第11条の規定により異動期間の期限を繰り上げる場合

（異動期間の延長に関する報告）

第13条　任命権者は、毎年５月末日までに、異動期間の延長に係る状況報告書（別記第６号様式）により、前年の４月２日からその年の４月１日までの間に条例第９条の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を委員会に報告するものとする。

第４章　定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用の原則）

第14条　任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、法第13条に定める平等取扱いの原則及び法第15条に定める任用の根本基準に違反してはならない。

（定年前再任用希望者に明示する事項及び定年前再任用希望者の同意）

第15条　任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者（以下「定年前再任用希望者」という。）に次に掲げる事項を明示し、その同意を得るものとする。

(1) 定年前再任用を行う職に係る職務内容
(2) 定年前再任用を行う日
(3) 定年前再任用をされた場合の給与
(4) 定年前再任用をされた場合の１週間当たりの勤務時間
(5) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

（定年前再任用の選考に用いる情報）

第16条　条例第12条の人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

(1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
(2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

（定年前再任用に係る書面の交付）

第17条　任命権者は、次の各号に該当する場合には、職員に書面を交付するものとする。ただし、第２号に該当する場合には、適当な方法をもって書面の交付に代えることができる。

(1) 定年前再任用を行う場合
(2) 任期の満了により定年前再任用短時間勤務職員（条例第12条の規定により採用された職員をいう。）が当然に退職する場合

（定年前再任用に関する報告）

第18条　任命権者は、毎年５月末日までに、前年度における定年前再任用の状況を委員会に報告するものとする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（令和４年改正条例附則第２条第１項の規定による勤務についての準用）

２　第３条から第７条までの規定は、職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和４年条例第31号。以下「令和４年改正条例」という。）附則第２条第１項の規定による勤務について準用する。

（令和４年改正条例附則第２条第２項の人事委員会規則で定める職及び職員）

３　令和４年改正条例附則第２条第２項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年（令和４年改正条例による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第３条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（同日が令和５年３月31日である場合には、令和４年改正条例による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第３条に規定する定年）を超える職（当該職に係る定年が新条例第３条に規定する定年である職に限る。）とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

４　令和４年改正条例附則第２条第２項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年（同日が令和５年３月31日である場合には、旧条例第３条に規定する定年）に達している職員とする。

（暫定再任用）

５　令和４年改正条例附則第３条第１項及び第２項並びに附則第４条第１項及び第２項の人事委員会規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。

(1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 暫定再任用（令和４年改正条例附則第３条第１項若しくは第２項又は第４条第１項若しくは第２項の規定により採用することをいう。以下同じ。）を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

６　令和４年改正条例附則第３条第５項又は第４条第３項において準用する令和４年改正条例附則第３条第５項に規定する職員の同意は、書面により行うものとする。

７　任命権者は、暫定再任用を行う場合又は令和４年改正条例附則第３条第３項若しくは第４条第３項において準用する令和４年改正条例附則第３条第３項の規定により任期を更新する場合には、職員にその旨を明示した書面を交付するものとする。

（新条例附則第５項及び第６項の年齢60年に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思の確認）

８　年齢60年に達する日の属する年度の前年度に新条例附則第５項及び第６項の規定による情報の提供及び勤務の意思の確認を行うことができない職員としてこれらの規定で定める職員に対する情報の提供および勤務の意思の確認は、これらの規定で定める期間内に、できる限り速やかに行うものとする。

９　新条例附則第５項及び第６項の規定により職員に提供する情報は、次に掲げる情報（第１号、第３号及び第４号に掲げる情報にあっては、当該職員が年齢60年に達した日以後に適用される措置に関する情報に限る。）とする。

(1) 法第28条の２から第28条の５までの規定による管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する情報

(2) 定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する情報

(3) 一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第59号）附則第17項から第26項までの規定又は市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年条例第61号）附則第９項から第16項までの規定による年齢60年に達した日後における最初の４月１日以後の当該職員の給料月額を引き下げる給与に関する特例措置に関する情報

(4) 職員の退職手当に関する条例（昭和37年条例第49号）附則第35条から第38条までの規定による当該職員が年齢60年に達した日から定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該職員が当該退職をした日に定年退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置に関する情報

(5) 前各号に掲げるもののほか、新条例附則第５項又は第６項の規定により勤務の意思を確認するため必要であると任命権者が認める情報

10　任命権者は、新条例附則第５項及び第６項の規定により勤務の意思を確認する場合は、そのための期間を十分に確保するよう努めるものとする。

11　前項の勤務の意思の確認においては、次に掲げる事項を確認するものとする。

(1) 引き続き常時勤務を要する職を占める職員として勤務する意思

(2) 年齢60年に達する日以後の退職の意思
(3) 定年前再任用短時間勤務職員として勤務する意向
(4) その他任命権者が必要と認める事項

12　附則第９項各号に掲げる情報を職員に提供するに当たっては、当該各号に掲げる情報を記載した文書を交付することにより行うものとする。

13　附則第11項各号に掲げる事項を職員に確認するに当たっては、当該各号に掲げる事項を記載した文書を職員に提出させることにより行うものとする。

（令和４年改正条例附則第10条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職、規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員）

14　令和４年改正条例附則第10条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（令和７年４月１日、令和９年４月１日、令和11年４月１日及び令和13年４月１日をいう。以下同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢（新条例第12条に規定する短時間勤務の職（以下「短時間勤務の職」という。）を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めている者とした場合における新条例第３条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該職に係る定年相当年齢が新条例第３条に規定する定年であるものに限る。）とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職
(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

15　令和４年改正条例附則第10条の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。

16　令和４年改正条例附則第10条の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、附則第14項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員とする。

別記

第１号様式(第３条第１項関係)

異動期間を延長した職員の勤務延長の承認申請書

第　　号
年　　月　　日

新潟県人事委員会委員長　　様

任命権者

職員の定年等に関する条例第４条第１項ただし書きの規定に基づき、異動期間を延長した職員の勤務延長について下記のとおり申請します。

記

<table>
<tr><td rowspan="8">勤務延長予定者</td><td>氏名</td><td></td><td>生年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>所属</td><td></td><td>職名</td><td></td></tr>
<tr><td>給料</td><td colspan="3">職給料表　　級　　号給</td></tr>
<tr><td>定年年齢</td><td>歳</td><td>定年退職日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>管理監督職に係る勤務上限年齢</td><td>歳</td><td>延長前の異動期間の末日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>異動期間の延長理由と根拠条項</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>現に従事している職務内容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">勤務延長を行う理由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">勤務延長後の期限</td><td colspan="3">年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他参考事項</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

添付書類：勤務記録カードの写し
　　同意書の写し

第２号様式(第３条第２項関係)

勤務延長の期限の延長承認申請書

第　　号
年　　月　　日

新潟県人事委員会委員長　　様

任命権者

職員の定年等に関する条例第４条第２項の規定に基づき、勤務延長の期限の延長について下記のとおり申請します。

記

<table>
<tr><td rowspan="7">期限延長予定者</td><td>氏名</td><td></td><td>生年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>所属</td><td></td><td>職名</td><td></td></tr>
<tr><td>給料</td><td colspan="3">職給料表　　級　　号給</td></tr>
<tr><td>定年年齢</td><td>歳</td><td>定年退職日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>勤務延長の事由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>勤務延長の期限</td><td colspan="3">年　月　日</td></tr>
<tr><td>現に従事している職務内容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">期限を延長する理由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">期限延長後の期限</td><td colspan="3">年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他参考事項</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

添付書類：勤務記録カードの写し
　　同意書の写し

第３号様式（第５条関係）

勤務延長職員の異動承認申請書

第　　号
年　　月　　日

新潟県人事委員会委員長　　様

任命権者

職員の定年等に関する規則第５条第２項の規定に基づき、勤務延長職員の異動の承認について下記のとおり申請します。

記

異動予定者	氏名		生年月日	年　月　日
	所属		職名	
	給料	職給料表　級　号給		
	定年年齢	歳	定年退職日	年　月　日
	勤務延長の事由			
	勤務延長の期限	年　月　日		
	現に従事している職務内容			
異動後の職	所属		職名	
	給料	職給料表　級　号給		
	定年年齢	歳	定年退職日	年　月　日
	職務内容			
申請理由				
異動予定日		年　月　日		
その他参考事項				

添付書類：勤務記録カードの写し

第４号様式（第７条関係）

勤務延長の状況報告書

第　　号
年　　月　　日

新潟県人事委員会委員長　　様

任命権者

職員の定年等に関する規則第７条の規定に基づき、勤務延長の状況について別紙のとおり報告します。

別紙

年度に定年に達した職員に係る勤務延長の状況

氏名		
生年月日		年　月　日
所属		
職名		
給料		職給料表　級　号給
定年年齢		歳
定年退職日		年　月　日
勤務延長の事由		
勤務延長の期限		年　月　日
職務内容	勤務延長前	
	勤務延長後	
その他参考事項		

第５号様式(第９条関係)

異動期間の期限の延長承認申請書

第　　号
年　　月　　日

新潟県人事委員会委員長　　様

任命権者

職員の定年等に関する条例第９条第２項（第４項）の規定に基づき、異動期間の期限の延長について下記のとおり申請します。

記

<table>
<tr><td rowspan="6">期間延長予定者</td><td>氏名</td><td></td><td>生年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>所属</td><td></td><td>職名</td><td></td></tr>
<tr><td>給料</td><td colspan="3">職給料表　　級　　号給</td></tr>
<tr><td>異動期間の末日</td><td colspan="3">年　月　日</td></tr>
<tr><td>現に従事している職務内容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>既に延長された異動期間の延長理由と根拠条項</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">期間をさらに延長しようとする理由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">申請する異動期間の末日</td><td colspan="3">年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他参考事項</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

添付書類：勤務記録カードの写し
　　同意書の写し

第６号様式（第13条関係）

異動期間の延長に係る状況報告書

第　　号
年　　月　　日

新潟県人事委員会委員長　　様

任命権者

職員の定年等に関する規則第13条の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る異動期間の延長の状況について別紙のとおり報告します。

別紙

異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る異動期間の延長の状況

氏　　名	
生　年　月　日	年　　月　　日
所　　属	
職　　名	
給　　料	職給料表　　級　　号給
異動期間の末日	年　　月　　日
延長された異動期間の末日	年　　月　　日
延長された異動期間の延長理由	
根拠条項	
職務内容	
その他の参考事項	

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年２月３日

新潟県人事委員会

委員長　氏　家　信　彦

新潟県人事委員会規則第８－97号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（規則第８－55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改　正　後	改　正　前
（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限等） **第８条**　（略） ２～７　（略） ８　任命権者又は市町村教育委員会は、一般職員勤務時間条例第９条第２項又は市町村立学校職員勤務時間条例第８条第２項の規定により正規の勤務時間以外の時間において定年前再任用短時間勤務職員（一般職員勤務時間条例第３条第３項及び市町村立学校職員勤務時間条例第２条第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）又は任期付短時間勤務職員（一般職員勤務時間条例第３条第４項及び市町村立学校職員勤務時間条例第２条第４項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）に勤務することを命ずる場合には、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。 ９　（略）	（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限等） **第８条**　（略） ２～７　（略） ８　任命権者又は市町村教育委員会は、一般職員勤務時間条例第９条第２項又は市町村立学校職員勤務時間条例第８条第２項の規定により正規の勤務時間以外の時間において再任用短時間勤務職員（一般職員勤務時間条例第３条第３項及び市町村立学校職員勤務時間条例第２条第３項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）又は任期付短時間勤務職員（一般職員勤務時間条例第３条第４項及び市町村立学校職員勤務時間条例第２条第４項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）に勤務することを命ずる場合には、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。 ９　（略）
（年次有給休暇の日数） **第11条**　一般職員勤務時間条例第13条第１項第１号及び市町村立学校職員勤務時間条例第12条第１項第１号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（１日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。 (1) 斉一型短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等のうち、１週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。）　20日にその者の１週間の勤務日の日数を５日で除して得た数を乗じて得た日数	（年次有給休暇の日数） **第11条**　一般職員勤務時間条例第13条第１項第１号及び市町村立学校職員勤務時間条例第12条第１項第１号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（１日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。 (1) 斉一型短時間勤務職員（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等のうち、１週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。）　20日にその者の１週間の勤務日の日数を５日で除して得た数を乗じて得た日数

(2) 不斉一型短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。）　155時間に一般職員勤務時間条例第３条第２項から第４項まで又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第２項から第４項までの規定により定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、７時間45分を１日として日に換算して得た日数

２　前項の規定にかかわらず、労働基準法第39条第１項又は第２項に規定する継続勤務年数の計算に当たり採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる定年前再任用短時間勤務職員等の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

第11条の２　一般職員勤務時間条例第13条第１項第２号及び市町村立学校職員勤務時間条例第12条第１項第２号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) 当該年の中途において、新たに職員となったもの（次号に掲げる職員を除く。）　その者の当該年における在職期間に応じ、別表第１の日数欄に掲げる日数（定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、委員会が別に定める日数）（以下この条において「基本日数」という。）

(2) 当該年において地方公営企業等労働関係法適用職員等（一般職員勤務時間条例第13条第１項第３号及び市町村立学校職員勤務時間条例第12条第１項第３号に規定する地方公営企業等労働関係法適用職員等をいう。以下この条において同じ。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの　地方公営企業等労働関係法適用職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第１の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が定年前再任用短時間勤務職員又は任期付職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第３条第１項若しくは第２項、第４条又は第５条の規定により任期を定めて採用された職員又は育児休業法第18条第１項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合

(2) 不斉一型短時間勤務職員（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。）　155時間に一般職員勤務時間条例第３条第２項から第４項まで又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第２項から第４項までの規定により定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、７時間45分を１日として日に換算して得た日数

２　前項の規定にかかわらず、労働基準法第39条第１項又は第２項に規定する継続勤務年数の計算に当たり採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる再任用短時間勤務職員等の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

第11条の２　一般職員勤務時間条例第13条第１項第２号及び市町村立学校職員勤務時間条例第12条第１項第２号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) 当該年の中途において、新たに職員となったもの（次号に掲げる職員を除く。）　その者の当該年における在職期間に応じ、別表第１の日数欄に掲げる日数（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、委員会が別に定める日数）（以下この条において「基本日数」という。）

(2) 当該年において地方公営企業等労働関係法適用職員等（一般職員勤務時間条例第13条第１項第３号及び市町村立学校職員勤務時間条例第12条第１項第３号に規定する地方公営企業等労働関係法適用職員等をいう。以下この条において同じ。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの　地方公営企業等労働関係法適用職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第１の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が再任用職員（法第28条の４第１項、第28条の５第１項又は第28条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）又は任期付職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第３条第１項若しくは第２項、第４条又は第５条の規定により任期を定めて採用された職員又は育児休業法第18条第１項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）である

にあっては、基本日数）

２・３　（略）

４　一般職員勤務時間条例第13条第１項第３号及び市町村立学校職員勤務時間条例第12条第１項第３号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（その日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）とする。

(1)　（略）

(2)　定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員　その者の勤務時間等を考慮し、委員会が別に定める日数

第11条の３　次の各号に掲げる場合において、１週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときの当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては一般職員勤務時間条例第13条第１項第１号若しくは第２号又は市町村立学校職員勤務時間条例第12条第１項第１号若しくは第２号を適用した場合に得られる日数に同条第２項の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数（１日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、40日を超える場合は40日）とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数（１日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、40日を超える場合は40日）とする。ただし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始め、当該変更後の勤務日数等が当該変更前の勤務日数等（当該年において当該変更前の勤務形態を始める前に当該変更前の勤務日数等を上回る勤務形態であった場合は当該変更前の勤務日数等を上回る勤務日数等）を上回らない場合においては、当該年の初日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときは、当該年の初日において一般職員勤務時間条例第13条第１項第１号又は市町

場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）

２・３　（略）

４　一般職員勤務時間条例第13条第１項第３号及び市町村立学校職員勤務時間条例第12条第１項第３号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（その日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）とする。

(1)　（略）

(2)　再任用職員及び任期付職員（以下「再任用職員等」という。）　その者の勤務時間等を考慮し、委員会が別に定める日数

第11条の３　次の各号に掲げる場合において、１週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときの当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては一般職員勤務時間条例第13条第１項第１号若しくは第２号又は市町村立学校職員勤務時間条例第12条第１項第１号若しくは第２号を適用した場合に得られる日数に同条第２項の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（１日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、40日を超える場合は40日）とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（１日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、40日を超える場合は40日）とする。ただし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始め、当該変更後の勤務日数等が当該変更前の勤務日数等（当該年において当該変更前の勤務形態を始める前に当該変更前の勤務日数等を上回る勤務形態であった場合は当該変更前の勤務日数等を上回る勤務日数等）を上回らない場合においては、当該年の初日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときは、当該年の初日において一般職員勤務時間条例第13条第１項第１号又は市町

村立学校職員勤務時間条例第12条第１項第１号の規定を適用した場合に得られる日数に、前年における年次有給休暇の残日数（１日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）を加えて得た日数から、当該変更後の勤務形態を始めた日の前日までの間に使用した年次有給休暇を減じて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときは、当該変更前の勤務形態を始めた日において一般職員勤務時間条例第13条第１項第１号又は市町村立学校職員勤務時間条例第12条第１項第１号の規定を適用した場合に得られる日数から当該変更後の勤務形態を始めた日の前日までの間に使用した年次有給休暇を減じて得た日数とする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等以外の職員が１週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、１週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合　勤務形態の変更後における１週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における１週間の勤務日の日数で除して得た率

(2) 定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合　勤務形態の変更後における１週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における１週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(3)・(4)　(略)

（特別休暇）

第15条　一般職員勤務時間条例第15条及び市町村立学校職員勤務時間条例第14条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

(1)～(12)　(略)

村立学校職員勤務時間条例第12条第１項第１号の規定を適用した場合に得られる日数に、前年における年次有給休暇の残日数（１日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）を加えて得た日数から、当該変更後の勤務形態を始めた日の前日までの間に使用した年次有給休暇を減じて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときは、当該変更前の勤務形態を始めた日において一般職員勤務時間条例第13条第１項第１号又は市町村立学校職員勤務時間条例第12条第１項第１号の規定を適用した場合に得られる日数から当該変更後の勤務形態を始めた日の前日までの間に使用した年次有給休暇を減じて得た日数とする。

(1) 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等以外の職員が１週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、１週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合　勤務形態の変更後における１週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における１週間の勤務日の日数で除して得た率

(2) 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合　勤務形態の変更後における１週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における１週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(3)・(4)　(略)

（特別休暇）

第15条　一般職員勤務時間条例第15条及び市町村立学校職員勤務時間条例第14条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

(1)～(12)　(略)

(13)　夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため帰省、休養、旅行等を行う場合　５日（定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあっては、５日にその者の１週間当たりの平均勤務日数（４週間を超えない期間における勤務日の日数を当該期間における週の数で除して得た日数をいう。）を５日で除して得た数を乗じて得た日数（１日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数））を超えない範囲内で必要と認められる期間 (14)～(23)　（略） ２～５　（略）	(13)　夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため帰省、休養、旅行等を行う場合　５日（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあっては、５日にその者の１週間当たりの平均勤務日数（４週間を超えない期間における勤務日の日数を当該期間における週の数で除して得た日数をいう。）を５日で除して得た数を乗じて得た日数（１日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数））を超えない範囲内で必要と認められる期間 (14)～(23)　（略） ２～５　（略）

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第６条第１項又は第２項（これらの規定を改正法附則第９条第３項及び第５項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員で地方公務員法第22条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占めるものについては、この規則による改正後の職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（以下「新規則」という。）第８条第８項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、新規則の規定を適用する。

３　改正法附則第４条第１項又は第２項（これらの規定を改正法附則第９条第３項及び第５項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第11条の２第１項第２号及び第４項第２号の規定を適用する。

非常勤職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年２月３日

新潟県人事委員会

委員長　　氏　家　　信　彦

新潟県人事委員会規則第14－17号

非常勤職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

非常勤職員の育児休業等に関する規則（規則第14－９号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（趣旨） **第１条**　この規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第４号。以下「育児休業条例」という。）第２条第５号、第25条第２号、第29条及び第30条の規定に基づき、非常勤職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （育児休業をすることができない非常勤職員） **第２条**　育児休業条例第２条第５号の任期及び勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員は、次に掲げるものとする。 (1)・(2)　（略）	（趣旨） **第１条**　この規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第４号。以下「育児休業条例」という。）第２条第４号、第25条第２号イ、第29条及び第30条の規定に基づき、非常勤職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （育児休業をすることができない非常勤職員） **第２条**　育児休業条例第２条第４号の任期及び勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員は、次に掲げるものとする。 (1)・(2)　（略）

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年２月３日

新潟県人事委員会

委員長　　氏　家　　信　彦

新潟県人事委員会規則第18－４号

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則（規則第18－１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（委員会に対する苦情相談） **第２条**　職員は、委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、次に掲げる苦情相談に限る。 (1)　（略） (2)　法第22条の４第１項の規定による採用に関する苦情相談 ２　（略） （記録の作成等） **第５条**　事務局職員は、事案ごとにその概要及び処理状況についての記録を作成し、毎年、苦情相談の概要を委員会に報告しなければならない。	（委員会に対する苦情相談） **第２条**　職員は、委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、次に掲げる苦情相談に限る。 (1)　（略） (2)　法第28条の４又は第28条の５の規定に基づく採用に関する苦情相談 ２　（略） （記録の作成等） **第５条**　事務局職員は、事案ごとにその概要及び処理状況についての記録を作成し、委員会に報告しなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）附則第４条第１項若しくは第２項又は第６条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による採用は、この規則による改正後の職員からの苦情相談に関する規則第２条第１項第２号に規定する法第22条の４第１項の規定による採用とみなして、同項の規定を適用する。

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年２月３日

新潟県人事委員会

委員長　　氏　家　　信　彦

新潟県人事委員会規則第20－６号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（規則第20－１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（任命権者への再就職の届出を要しない場合） **第23条**　条例第３条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1)　（略） (2)　法<u>第22条の４第１項</u>の規定により職員として採用された場合 (3)～(5)　（略）	（任命権者への再就職の届出を要しない場合） **第23条**　条例第３条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1)　（略） (2)　法<u>第28条の４第１項又は第28条の５第１項</u>の規定により職員として採用された場合 (3)～(5)　（略）

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第４条第１項若しくは第２項又は第６条第１項若しくは第２項（これらの規定を改正法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の４第１項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、この規則による改正後の職員の退職管理に関する規則第23条第２号の規定を適用する。

３　この規則の施行前に、改正法による改正前の地方公務員法第28条の４第１項又は第28条の５第１項の規定により職員として採用された場合における新規則第23条第２号の規定の適用については、なお従前の例による。

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第２号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年２月３日

新潟県公安委員会

委員長　和　田　裕

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後

別表

署名	名称	位置	所管区域
（略）			
上越警察署	（略）		
	春日山交番	（略）	上越市のうち新光町１・２丁目、中門前１・２・３丁目、木田１・２・３丁目、木田新田１・２丁目、藤巻、春日山町１・２・３丁目、大豆１・２丁目、春日野１・２丁目、藤新田１・２丁目、山屋敷町、大学前、藤野新田、富岡、大道福田、土橋、大字藤巻、岩木、木田、薄袋、藤新田、宮野尾、牛池新田、春日、中門前、大豆、中屋敷、寺分、藤野新田、富岡、南田屋新田、北田屋新田、中々村新田、大日、中田新田、上島、平岡、大道福田、大道新田、赤塚新田
	（略）		
	三ツ屋交番	（略）	（略）
	（略）		
	牧駐在	上越市	上越市牧区全域

改正前

別表

署名	名称	位置	所管区域
（略）			
上越警察署	（略）		
	春日山交番	（略）	上越市のうち新光町１・２丁目、中門前１・２・３丁目、木田１・２・３丁目、木田新田１・２丁目、藤巻、春日山町１・２・３丁目、大豆１・２丁目、春日野１・２丁目、藤新田１・２丁目、山屋敷町、大学前、藤野新田、富岡、大道福田、土橋、大字藤巻、土橋、岩木、木田、薄袋、藤新田、宮野尾、牛池新田、春日、中門前、大豆、木田新田、中屋敷、寺分、藤野新田、富岡、南田屋新田、北田屋新田、中々村新田、大日、中田新田、上島、平岡、大道福田、大道新田、赤塚新田
	（略）		
	三ツ屋交番	（略）	（略） 上越市頸城区のうち西福島、下吉、上吉、松本、市村、美しが丘、望ヶ丘、上三分一、下三分一、北四ツ屋、浮島
	（略）		
	柳島駐	上越市	上越市牧区のうち宮

所	牧区柳島	
（略）		
大潟交番	上越市大潟区潟町	上越市大潟区全域
頸城交番	（略）	上越市頸城区全域

在所	牧区柳島	口、山口、東松ノ木、荒井、柳島、小川、国川、樫谷、泉、神谷、大月、川井沢、池舟、七森、吉坪、片町、平方、坪山、落田、平山
桜滝駐在所	上越市牧区桜滝	上越市牧区のうち岩神、高尾、田島、原、上昆子、下昆子、上牧、府殿、棚広新田、宇津俣、下湯谷、桜滝、倉下、棚広、今清水、切光、高谷
（略）		
犀潟駐在所	上越市大潟区犀潟	上越市大潟区のうち犀潟、渋柿浜、潟守新田
土底浜駐在所	上越市大潟区土底浜	上越市大潟区のうち四ツ屋浜（236番地３から337番地１までを除く。）、下小船津浜、上小船津浜、土底浜（字古新田を除く。）、潟田、蜘ヶ池
潟町駐在所	上越市大潟区潟町	上越市大潟区のうち潟町、雁子浜、内雁子、内雁子新田、九戸浜、岩野古新田、吉崎新田、高橋新田、里鵜島新田、山鵜島新田、米倉新田、和泉新田、長崎、土底浜の一部（古新田）、四ツ屋浜の一部（236番地３から337番地１まで）
頸城駐在所	（略）	上越市頸城区のうち島田、五十嵐、下千原、千原、諏訪、百間町、上神原、下神原、北福崎、榎井、下米岡、下中島、城野腰、松橋、松橋新田、舟津、森下、宮本、北方、青野、宮原、潟口、飯田、東俣、柿野、川袋、下中村、鵜ノ木、立崎、片津、姥谷内、大坂井、田中、下池田、西湊、岡田、中柳町、上柳町、富田、柳町新田、寺田、大谷内、下柳町、中城、戸

	（略）		
（略）			

			口野、手宮、石神、石神新田、塔ヶ崎、森本、花ヶ崎、上増田、天ヶ崎、大蒲生田、日根津、上池田、大潟、玄僧、矢住、中増田、下増田、仁野分、手島
	（略）		
（略）			

附　則

この規則は、令和５年２月15日から施行する。